

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	04-01-01		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	法律相談		部課名	区民生活部地域つなぐ課		課長名	漆畑
			担当者名	的場		内線	2510
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-03-01		法律相談				
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 25	（ 1950 ）	年度	根拠	区民相談所条例、同施行規則、会計年度任用職員設置要綱		
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価 事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために					
	政策	14 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進					
	施策	02 窓口サービス等の充実					
目的	区民の日常生活の中での法律が関わる専門的な問題について、弁護士による無料法律相談の機会を設け、区民福祉の向上に資する。						
対象者等	・日常生活の中での法律が関わる専門的な問題について相談を希望する区民						
内容	・相談日時 …毎週2回 火曜日及び金曜日 13時～16時（要事前予約） ・相談時間 …1件あたり概ね30分間 ・相談方法 …法律相談員（弁護士）が毎回2人で対応 ・相談員報酬…1人1回あたり @20,300円（税込） 費用弁償-通勤手当相当を別途支払（令和4年度4月から） ・相談員 …荒川区区民相談所弁護士会会員弁護士（22人）						
経過	・昭和25年度開始 東京都荒川区役所区民相談所 ・昭和39年4月1日 荒川区区民相談所条例（昭和39年3月31日条例第5号）施行						
必要性	区民の法律が関わる専門的な問題について、弁護士に相談できる場の提供は、区民福祉の向上のために必要である。						
実施方法	☒ 1直営 ☐ （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） ・荒川区区民相談所弁護士会から推薦された22人の弁護士を区が法律相談員として任用（任期1年） ・週2回毎回2人の輪番制で法律相談を担当						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
8年度		9年度					
推進		推進		区民の法律が関わる高度化多様化する専門的な問題について、弁護士に相談できる場を提供し、区民福祉の向上に寄与する優先度の高い事業であるため、推進する。			

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			4,067	4,190	4,250	4,207	4,192	4,152	4,069
決算額（8年度は見込み）			3,885	3,966	4,042	4,018	4,061	3,971	4,069
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	法律相談（件）		402	422	439	492	517	532	500
	委嘱人数（人）		25	24	22	22	22	22	22
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報酬	法律相談員報酬	3,938	報酬	法律相談員報酬	3,897	報酬	法律相談員報酬	3,939	
旅費	費用弁償	77	旅費	費用弁償	74	旅費	費用弁償	82	
需用費	図書購入	46	需用費	図書購入	0	需用費	図書購入	48	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	4,901	4,457	▲ 444	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	122	74	▲ 48		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	76	171	95		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,099	▲ 4,702	397
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		5,099	4,702	▲ 397	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 5,099	▲ 4,702	397
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 5,099	▲ 4,702	397	

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	区民の法律相談に的確に対応するよう受付時の傾聴に努め需要に応じる相談体制を検討していく。	区民の法律相談に的確に対応するよう受付時の傾聴に努めるとともに、需要に応じた相談に対応した。	区民の法律相談に的確に対応するよう、さらなる相談体制の強化について検討していく。
②			
③			

他区の実
施状況

議会議問状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	04-01-03		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	一般相談及び各種相談		部課名	区民生活部地域つなぐ課		課長名	漆畑	
			担当者名	的場		内線	2510	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-03-02		一般相談および各種相談					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 25	（ 1950 ）	年度	根拠	区民相談所条例、同施行規則、会計年度任用職員設置要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために						
	政策	14 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進						
	施策	02 窓口サービス等の充実						
目的	区民の日常生活の中での様々な問題について、各種無料専門相談等の機会を設けることにより、区民福祉の向上に資する。							
対象者等	・日常生活の中での様々な問題について相談を希望する区民							
内容	[一般相談] ・相談日 …平日8時30分～17時15分 ・相談方法…相談員が対応 ・相談員 …相談員4人（再任用2人、会計年度任用職員2人） [各種専門相談] ・相談日 …各専門相談対象日の平日8時30分～16時00分 ・相談方法…各専門相談員が対応 ・相談員 …各専門相談に1名～複数名を配置							
経過	○区民相談所 昭和25年5月1日発足 [一般相談]・昭和25年度開始 東京都荒川区役所区民相談所 ・昭和39年4月1日 荒川区区民相談所条例（昭和39年3月31日条例第5号）施行							
必要性	区民の日常生活の中において生じる様々な問題に対する相談の場の提供は、区民福祉の向上のために必要であり、区民に安心感をもたらすものである。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 司法書士相談、行政書士相談、不動産取引相談、年金労務相談、土地建物登記-測量相談、行政相談 ※法律相談（事務事業コード04-01-01）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
推進	推進		区民の様々な問題の解決に向け、各種相談の場を提供し、区民の日常生活を支える優先度の高い事業であるため、推進する。					

予算・決算額等の推移		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額		8,401	8,660	7,435	6,508	10,017	9,954	5,567
決算額（8年度は見込み）		461	430	2,607	20	8,936	4,193	5,567
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	一般相談件数	2,838	2,802	2,476	2,528	2,806	2,314	2,500
	行政、青少年（人権）相談件数	6	23	36	26	23	22	30
	その他相談件数（除：法律・交通事故）	273	349	377	394	439	463	450
	外国語相談件数	7	14	-	-	-	-	-

予算・決算の内訳								
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	相談員報酬	5,591	報酬	相談員報酬	2,618	報酬	相談員報酬	3,248
職員手当等	相談員期末手当	1,042	職員手当等	相談員期末手当	551	職員手当等	相談員期末手当	684
職員手当等	相談員勤勉手当	956	職員手当等	相談員勤勉手当	518	職員手当等	相談員勤勉手当	643
共済費	相談員社会保険料	1,039	共済費	相談員社会保険料	481	共済費	相談員社会保険料	709
旅費	相談員費用弁償	236	旅費	相談員旅費	25	旅費	相談員旅費	209
需用費	消耗品等	72	需用費	消耗品等	0	需用費	消耗品等	74

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与と関係費	10,553	5,138	▲ 5,415	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	309	25	▲ 284		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与と引当金繰入額	301	412	111		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 11,163	▲ 5,575	5,588
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		11,163	5,575	▲ 5,588	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 11,163	▲ 5,575	5,588
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 11,163	▲ 5,575	5,588	

供	○一般相談及び各種相談にかかる相談員の給与関係費が行政費用の大半を占めている。
---	---

問題点・	○相談者の多様な相談内容を的確に把握し、弁護士法律相談、司法書士、行政書士、社会保険労務士等の適切な専門相談に繋げるにより、区民にとってより利用しやすく、より信頼される存在となることが重要である。 ○安定した相談業務の運営には、専門相談員と事務職員の適切な人員配置と人材育成が重要である。
------	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	区民の一般及び各種相談に的確に対応するよう受付時の傾聴に努め需要に応じる相談体制を検討していく。	区民の一般及び各種相談に的確に対応するよう受付時の傾聴に努めるとともに、需要に応じた相談に対応した。	区民の一般及び各種相談に的確に対応するよう、さらなる相談体制の強化について検討していく。
②			
③			
他 施 区 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（ 実施 22 区	未実施 0 区 不明	0 区 ）

事務事業分析シート（令和8年度）										No1
事務事業コード		04-01-04			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		町会・自治会助成費			部課名		区民生活部地域つなぐ課		課長名	
					担当者名		関沢		内線	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-04-01			町会・自治会事業助成費					
		01-04-03			町会・自治会事業支援費					
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 42（ 1967 ）年度			根拠		荒川区町会に対する事務事業助成金交付要綱			
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 11（ 2029 ）年度			法令等					
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価 事業体系		分野		V 文化創造都市						
		政策		10 活力ある地域コミュニティの形成						
		施策		01 地域活動の支援と人材育成						
目的		町会・自治会の支援を行うことにより区の各種事業の周知及び実施について、町会等の協力を得ることが ができるほか、町会等が自主的に行う事業を支援することで、地域力と地域住民の福祉の向上を図ることが ができる。								
対象者 等		町会・自治会								
内容		<事務事業助成金> 令和7年度実績 59,701,733円 119町会 (1)基礎額（1町会・自治会当たり） 1,000世帯未満125,000円、1,000世帯以上2,000世帯未満130,000円、2,000世帯以上135,000円 (2)世帯割額単価 360円 *毎年4月1日の世帯数から算出(外国人を含む) <掲示板修繕助成金> 町会所有の掲示板を1基につき50,000円を助成 <回覧板作成> 回覧板を作成し配付 <町会AED設置> 町会会館等にAEDを屋外設置 <デジタル活用促進支援> 町会のデジタル化に係る経費を1町会あたり年間60,000円を上限に助成								
経過		平成 6年度 事務事業助成金の世帯割額の単価を変更（330円→360円） 平成 9年度 基礎額を世帯数規模別に3段階に設定（従来は一律25,000円） 平成20年度 掲示板修繕助成開始（平成22年度終了） 平成22年度 AEDを各町会に配付（平成24年度までの3か年にかけて実施） 平成23年度 基礎額を一律100,000円アップ 25,000円→125,000円、30,000円→130,000円、35,000円→135,000円 平成29年度 掲示板修繕助成開始 回覧板作成配付 町会会館等にAEDを屋外設置 令和 7年度 デジタル活用促進支援助成開始								
必要性		区事業の周知及び実施について、町会等の協力は不可欠である。 地域コミュニティの担い手として、町会等は中心的・不可欠の存在である。								
実施 方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）								
指 標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)		
	①	町会加入率(%)			64	64	64	64	65	加入世帯数／区内世帯数 (年度当初)
	②									
③										
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
8年度		9年度								
重点的に推進		重点的に推進		区が行政サービスを実施する上で、コミュニティ活動の中核を担う町会・自治会の協力は不可欠であり、優先度は極めて高い。						

予算・決算額等の推移		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額		67,423	67,990	67,024	67,191	69,623	72,947	74,082
決算額（8年度は見込み）		62,418	62,904	64,655	64,288	66,294	66,007	74,082
実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	事務事業助成金交付件数	118	119	119	119	119	119	118
	掲示板修繕助成件数	68	54	101	77	95	63	141
	デジタル助成件数	-	-	-	-	-	9	50
	町会会館等AED屋外設置数	42	42	42	42	45	45	46

予算・決算の内訳								
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
使用料	町会会館等AED屋外設置リース料	2,834	使用料	町会会館等AED屋外設置リース料	2,749	使用料	町会会館等AED屋外設置リース料	2,847
負担金補助等	事務事業助成金	58,710	負担金補助等	事務事業助成金	59,701	負担金補助等	事務事業助成金	61,185
	掲示板修繕助成金	4,750	負担金補助等	掲示板修繕助成金	3,150	負担金補助等	掲示板修繕助成金	7,050
			負担金補助等	デジタル活用促進補助金	407	負担金補助等	デジタル活用促進補助金	3,000

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与と関係費	9,686	11,693	2,007	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	2,834	2,748	▲ 86		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	63,460	63,259	▲ 201		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与と引当金繰入額	764	3,562	2,798		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 76,744	▲ 81,262	▲ 4,518
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		76,744	81,262	4,518	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 76,744	▲ 81,262	▲ 4,518
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 76,744	▲ 81,262	▲ 4,518	

町会・自治会助成費など、町会に対する補助を指す補助費等が行政費用の約8割を占めている。
 物件費として2,748千円が計上されており、これは町会会館等へのAED屋外設置リース料に係る費用である。

問題点・課題	○区が行政サービスを実施していく上で、町会等を通じて情報提供や協力依頼などを行うことも多いことから、町会未加入者への情報提供等について、どのようにカバーするかが今後の課題である。 ○地域のコミュニティ形成が多様化する中で、町会等が担う役割は重要である。しかし、町会等が中心となり地域全体で取り組む必要がある防犯・防災活動や環境問題等の活動において、地域住民の参加協力が十分とはいえない現状もあり、地域力の向上を図るうえで、町会等に対する支援は重要である。 ○担い手の高齢化が進む中、持続可能な町会運営のためにデジタル化を進めることが重要である。
--------	---

問題点・課題の改善策												
	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容			令和7年度に実施した 改善内容および評価			令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容					
①	各町会のレベルに合わせながら町会運営のデジタル化を支援する。			各町会のデジタル化の進み具合に合わせ、きめ細かな対応を実施した。			引き続き、町会に寄り添った対応を継続し、全体のデジタル化を底上げしていく。					
②												
③												
他 施 区 区 実 況	（実施			17	区	未実施		5	区	不明	0	区）
況 議 会 （ 要 質 問 状	平成27年度予特 町会・自治会掲示板の修繕に係る区の支援について											

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	04-01-05		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	町会連合会助成費		部課名	区民生活部地域つなぐ課		課長名	漆畑	
			担当者名	関沢		内線	2513	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-04-02	町会連合会助成費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 60（ 1985 ）年度		根拠	荒川区町会連合会等に対する助成金交付要綱				
終期設定	☒ 有 ☐ 無 令和 11（ 2029 ）年度		法令等	荒川区町会連合会活動事業助成金交付要綱				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	V 文化創造都市						
	政策	10 活力ある地域コミュニティの形成						
	施策	01 地域活動の支援と人材育成						
目的	町会連合会等から協力を得ること及び町会連合会等の自主的活動を支援することにより、地域住民の福祉の向上を図る。 町会連合会に対して、区が行う各種事務事業に伴う連絡・依頼事項等の意見を調整し、協力を得ること で、単一町会への連絡・依頼等を円滑に行う。							
対象者 等	荒川区町会連合会（1団体）及び地区町会連合会（8団体）の長及び構成員							
内容	荒川区町会連合会等に対する助成金 ○荒川区町会連合会への助成金 @18,000円×町会連合会数（8連合町会）=144,000円 ○各地区町会連合会（事務局：各区民事務所等）に対するもの @6,500円×各地区町会連合会に属する町会数（区内計120町会）=780,000円 荒川区町会連合会活動事業助成金 @2,500,000円×1=2,500,000円 令和7年度事業実施概要 ○実務担当者研修会の実施（テーマ：公式LINE情報交換会） ○町会啓発グッズ（えいようかん）を作成、転入世帯を対象に区民事務所で配布 ○荒川区町会連合会の文字を印字した手提袋を作成、一部区民事務所での転入セット配布時に活用 ○町会啓発ポスターを2種作成、町会掲示板と区営掲示板に掲出							
経過	荒川区町会連合会等に対する助成金 ○荒川区町会連合会に対するもの ・S62～H11 @1,000円×町会数 ・H12～ @10,000円（H22～ @18,000円）×地区町会連合会数 ○各地区町会連合会に対するもの（町会割額単価） ・S60～S62 @5,000円 ・S63～H元 @6,000円 ・H2～H11 @7,000円 ・H12～ @6,500円 ※H25 東京都町会連合会設立30周年及び東京オリンピック招致に係る経費として300千円増額。 荒川区町会連合会活動事業助成金 研修会など自主的活動を支援する助成金							
必要性	町会連合会は、区と区民との橋渡し役として活動するとともに、区が実施する事業への協力のみならず、消防・警察分野など行政活動全般において区が直接実施することが困難な活動も広く行っており、区としてその活動を支援する必要性は非常に高い。							
実施 方法	☐ 1直営 ☐ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 【実務担当者研修会テーマ】 H30防犯 R4町会運営 R5荒川区民総幸福度 R6公式LINE意見交換会 R7公式LINE意見交換会ver2							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	町会実務担当者研修会参加者数	37	45	36	40	45	年1回開催
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
推進	推進	コミュニティ活動の中核として、行政活動全般について協力を得ており、優先度は高い。						

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			3,424	3,424	3,424	3,424	3,424	3,424	3,424
決算額（8年度は見込み）			918	793	1,337	1,088	1,142	2,021	3,424
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	実務担当者研修会参加者数		0	0	43	37	45	36	45
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
負担金補助等	町会連合会運営・活動助成	1,142	負担金補助等	町会連合会運営・活動助成	2,021	負担金補助等	町会連合会運営・活動助成	3,424	

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			6年度	7年度	差額	勘定科目			6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,820	2,170	350	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	1,142	2,021	879		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0		
		賞与・退職給与引当金繰入額	143	661	518		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,105	▲ 4,852	▲ 1,747		
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0			
		行政費用合計(b)	3,105	4,852	1,747	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 3,105	▲ 4,852	▲ 1,747			
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 3,105	▲ 4,852	▲ 1,747				

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	町会が抱える課題解決に繋がる実務担当者研修会や公式LINEセミナーの開催、町会啓発グッズの作成などを企画・実施していく。	デジタル化をテーマにした実務担当者研修会や公式LINEセミナーの開催、町会啓発グッズの作成など、新たな取組みを実施した。	引き続き、町会が抱える課題解決に繋がる研修等を企画・実施していく。
②			
③			

其他	(实施 18 区	未实施 4 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	---------

区の実
施状況

議会議事録
（要旨）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	04-01-06		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	町会・自治会活動助成費（イベント等助成）		部課名	区民生活部地域つなぐ課		課長名	漆畑
			担当者名	関沢		内線	2513
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-05-01		町会・自治会活動助成費（イベント等助成）				
	01-05-02		町会・自治会課題対応支援助成費				
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	荒川区町会・自治会地域活性化事業に関する活動助成要綱		
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等		
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系	分野	V 文化創造都市					
	政策	10 活力ある地域コミュニティの形成					
	施策	01 地域活動の支援と人材育成					
目的	町会・自治会が実施する地域コミュニティの活性化を図る事業や健全な活動を継続するための課題解決に資する経費を助成することにより、地域の活性化、町会等への加入促進を図る。また、地区町会連合会が実施する研修に対する助成をすることで地域コミュニティの担い手である町会・自治会の更なる振興を図る。						
対象者等	町会・自治会						
内容	<町会等イベント助成> イベント助成 事業に要する経費の3分の2助成 ※R8から2万円（特例は4万円）増額（限度額12万円（特例24万円）×2回 ※特例は1回のみ） 実務担当者育成事業助成 食品を取扱う事業に必要な設備に要する経費を全額助成（限度額12万円） <地区町会連合会研修助成> 宿泊費助成 役員等の育成事業に要する経費の3分の2助成（限度額10万円×1回） バス代助成 1町会3人まで（リバーパーク汐入町会は9人まで）宿泊費の半額を助成 実務担当者研修助成 バス代を全額助成 <AED設置> 実務担当者研修会に要する経費を全額助成（限度額10万円×1回） <町会等課題対応支援助成> 平成22～24年度に配付 ※平成29年度から町会・自治会助成費で屋外設置 弁護士相談等に要する経費を助成（限度額170万円）						
経過	平成20年度 イベント助成開始 事業経費の2分の1助成（限度額10万円（限度額内2回まで））						

平成22年度 イベント助成拡充

事業経費の3分の2助成（限度額10万円（特例20万円）×2回）

地区町会連合会研修助成開始

（宿泊費助成、バス代助成）

平成28年度 地区町会連合会研修助成充実

（実務担当者研修助成）

令和元年度 イベント助成拡充

実務担当者育成事業助成

令和2年度 新型コロナウイルス感染症 感染防止に供する物品の現物提供を実施

新型コロナウイルス感染症 感染防止に供する物品購入等経費の一部助成を実施

町会等課題対応支援助成開始

令和6年度 イベント助成拡充

食品を取扱う行事について、新たに必要となる設備の経費を助成

令和8年度 イベント助成拡充

熱中症対策に伴う増額（2万円（特例4万円））

(単位：千円)														
行政コスト計算書	勘定科目				6年度	7年度	差額	勘定科目				6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	13,505	15,622	2,117	行政収入	地方税等	0	0	0				
		物件費	45	0	▲ 45		国庫支出金	0	0	0				
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0				
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0				
		補助費等	22,008	20,738	▲ 1,270		使用料及び手数料	0	0	0				
		減価償却費	0	0	0		その他	0	12	12				
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	12	12				
		賞与・退職給与引当金繰入額	1,065	4,759	3,694		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 36,623	▲ 41,107	▲ 4,484				
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0				
	行政費用合計(b)	36,623	41,119	4,496	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 36,623	▲ 41,107	▲ 4,484						
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0						
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 36,623	▲ 41,107	▲ 4,484							

各町会・自治会が実施するイベントや研修に係る助成費等を指す補助費等が行政費用の約5割を占めている。

問題点・課題	○誰もが親しみやすく、内容の充実したイベントが開催できるよう町会等を支援する必要がある。 ○町会が地域コミュニティの活性化や町会加入者の増加につながる効果的なイベントを実施できるよう区が支援を行う必要がある。 ○次世代を担う人材育成につながるイベントの実施を区が働きかける必要がある。 ○多文化共生の実現に向けて、外国人住民を巻き込んだイベントの実施を支援するなど、国籍を越えた地域の繋がりを育む必要がある。
--------	---

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	町会からの相談に適宜対応し、地域コミュニティの活性化に繋がる、魅力あるイベント実施に貢献する。	町会からの相談に適宜対応し、魅力あるイベント実施に貢献した。	町会からの相談に親身に対応するとともに、イベント助成における熱中症対策の拡充を利用していただけよう周知していく。
②			
③			

他 区 の 実	(実施)	13	区	未実施	9	区	不明	0	区)
状 況									
議 会 質 問 状 (要旨)	平成21年3定 令和7年2定	イベント助成(1団体年度内限度額10万円)の倍増について 熱中症対策について							

事務事業分析シート（令和8年度）										No1
事務事業コード		04-01-07			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		町会・自治会会館建設助成費			部課名		区民生活部地域つなぐ課		課長名	
					担当者名		関沢		内線	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-06-01			町会・自治会会館建設助成費					
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 56（ 1981 ）年度			根拠		荒川区町会事務所建設等助成金交付要綱、荒川区町会会館建築等に伴う利子補給実施要綱			
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 11（ 2029 ）年度			法令等					
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系		分野		V 文化創造都市						
		政策		10 活力ある地域コミュニティの形成						
		施策		01 地域活動の支援と人材育成						
目的		区内に町会事務所（町会会館を含む）を建築・増改築・修繕、設備の設置・購入する場合、並びにコミュニティ活動用の備品の設置・購入・修繕をする場合、区がその経費の一部を助成することにより、町会事務所の建設を促進し、コミュニティ活動の活性化を図る。								
対象者等		町会事務所を建築等した町会・自治会の代表者（町会長）								
内容		対象となる経費 (1) 町会事務所の建物の建築、購入（新築、中古を問わない）等の取得費 (2) 費用が100万円以上の町会事務所の建物の増改築費及び修繕費 (3) 費用が30万円以上の冷暖房設備設置費及び福祉関連設備設置費（本体機器を含む） 対象外の経費 (1) 町会事務所用地の取得経費（借地権利金を含む）及び造成経費 (2) 町会事務所用地の外構工事費 (3) 備品及び什器類の購入費 ※原則、助成を受けて10年間は同一対象経費の助成を受けられない。								
経過		助成金額の推移 昭和56年度 助成率10% 限度額100万円 昭和63年度 助成率15% 限度額300万円 平成05年度 助成率50% 限度額300万円 平成10年度 建設・購入等 助成率50% 限度額 300万円 平成10年度 冷暖房設備 助成率30% 限度額 30万円 平成10年度 福祉関連設備 助成率80% 限度額 160万円 平成11年度 葬祭機能有り 助成率50% 限度額 500万円 平成22年度 防災用テレビ 助成率50% 限度額 20万円（平成22・23年度のみ助成） 平成26年度 借入金に対する利子補給 限度額 300万円（年度60万円） 平成26年度 宝くじ助成制度利用開始 限度額 250万円 令和元年度 建築・購入等 助成率50% 限度額1,000万円								
必要性		町会事務所建設等の経費の一部を助成することにより、コミュニティ活動の拠点となる町会事務所の建設を促進し、コミュニティ形成と活性化を図ることができるため、必要性は非常に高い。								
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）								
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)		
	①									
	②									
	③									
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
8年度		9年度								
推進		推進		町会活動の拠点となる町会事務所の建替えを促進し、コミュニティ活性化に寄与する事業であり、優先度は高い。						

予算・決算の内訳								
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	会館建設等助成	46,627	負担金補助等	会館建設等助成	10,122	負担金補助等	会館建設等助成	25,095
負担金補助等	宝くじ助成制度利用助成	2,500	負担金補助等	宝くじ助成制度利用助成	2,500	負担金補助等	宝くじ助成制度利用助成	5,000
負担金補助等	利子補給	277	負担金補助等	利子補給	215	負担金補助等	利子補給	1,008

備考	町会事務所建設等に対する補助への取り組みを指す補助費等が行政費用の約7割を占めている。7年度は会館の新築に伴う補助が1町会のみだったため、4町会に補助した6年度と比較して補助費等が減少している。行政収入では、宝くじ助成制度利用によるその他収入として2,500千円が計上されている。
問題点・課題	○町会会館の建設助成にあたり、予算要求前に町会・自治会に建設計画について意向調査を実施しているが、町会会館の修繕については緊急に生じるため把握が難しく、予算の積算が課題である。 ○宝くじ助成の実績は、4年度が3件、5年度が2件、6年度が1件、7年度が1件となっている。

問題点・課題の改善策									
		令和7年度に取り組む 具体的な改善内容			令和7年度に実施した 改善内容および評価			令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容	
①	補助金の活用について周知し、地域コミュニティの形成に寄与する。	町会連合定例会において周知を行うとともに、随時寄せられる各町会からの相談及び申請手続きのサポートに対応した。			引き続き、補助金の活用について周知し、地域コミュニティの形成に寄与する。				
②									
③									
他 施 区 区 の 実 況 議 会 （ 要 質 問 状	（実施	21	区	未実施	1	区	不明	0	区）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード		04-01-08		戦略プラン		☐ 協働		☒ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		町会法人化助成費		部課名		区民生活部地域つなぐ課		課長名		漆畑			
				担当者名		関沢		内線		2513			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-07-01		町会法人化助成費									
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業					
開始年度		平成 3（1991）年度		根拠		地縁による団体の認可及び登記手続経費助成要綱							
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 11（2029）年度		法令等									
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☒ 計画 ☐ 非計画							
行政評価 事業体系		分野		V		文化創造都市							
		政策		10		活力ある地域コミュニティの形成							
		施策		01		地域活動の支援と人材育成							
目的		町会・自治会の地縁による団体が、区長の認可を得て、法人格を取得することにより、町会・自治会名義で不動産登記が可能となり、保有財産をめぐるトラブルの防止と地縁による団体の活動を円滑にすることを目的に実施する町会等の法人化について、認可後の登記手続き等に要する経費の一部を助成する。											
対象者等		地縁による団体として認可された、町会・自治会の団体の長											
内容		助成の対象となる不動産 直接町会・自治会活動のために使用する町会事務所及びその事務所が建っている土地。 ただし、店舗又は貸室など収益事業に供する建物部分は対象としない。 対象経費 (1) 認可申請に係る総会開催費 (2) 登録免許税相当額 (3) 登記に係る書類作成経費 (4) その他区長が認めたもの 助成金額 45万円を限度に対象経費の50% 特例登記の場合は、100万円を限度に対象経費の50%											
経過		平成 3年 地方自治法の改正により町会・自治会が資産の登記名義人等の権利能力を有する 区長は認可した町会・自治会に対して告示内容記載事項証明書を発行する 平成 5年 区長は認可した町会・自治会に対して印鑑登録証明書を発行する 平成 6年 町会・自治会の名義変更に要した経費について、区が一部を助成する 平成27年 地方自治法の改正により認可地縁団体の不動産登記に関する特例制度が創設されたこと から、特例登記に要する経費の場合には助成限度額を100万円とする 令和 5年 地方自治法の改正により認可地縁団体の合併が可能となる											
必要性		法の趣旨の観点から、町会・自治会の法人化を促進するために必要である。											
実施方法		(☐ 1直営) (直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員)											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)					
	①	町会・自治会の法人化率(%)	57.5	57.5	59.2	60.0	60.0	法人化町会数/全町会数					
	②												
	③												
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
8年度		9年度											
推進		推進		法人化することで町会・自治会の財産管理や活動を円滑に進めることができるため、優先度は高い。									

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,136	2,533	397	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	168	772	604		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,304	▲ 3,305	▲ 1,001
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		2,304	3,305	1,001	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 2,304	▲ 3,305	▲ 1,001
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 2,304	▲ 3,305	▲ 1,001

- | | |
|--------|--|
| 備考 | <p>○行政費用の補助費等について、7年度は町会の法人化に至らなかったため、当該手続きに係る経費の補助申請はなかった。</p> <p>○認可と助成はタイムラグがあるので、各年度における認可件数と助成件数は一致しない場合がある。</p> |
| 問題点・課題 | <p>○毎年、町会にアンケートを実施して法人化の意向確認を行っている。町会会館を既に有している町会では名義変更等の必要が生じた時点で法人化を検討するため、予算要求時の対象町会・自治会の予測が困難である。</p> <p>○平成27年4月1日に地方自治法の一部が改正され、地縁団体における登記の特例（法第260条の38及び39）が施行されたことに伴う制度の周知と、該当町会に対する制度の活用を促す必要がある。</p> <p>○法人化の必要性や方法が町会として把握しきれておらず、引き続き、丁寧な周知が必要である。</p> |

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	各種助成金の申請や保有財産の簡便な管理につながるよう、町会等に法人格取得を促す。	各種助成金の申請や保有財産の簡便な管理につながるよう、町会等に法人格取得を促した。	引き続き、各種助成金の申請や保有財産の簡便な管理につながるよう、町会等に法人格取得を促す。
②			
③			
他区の実況	（実施 4 区 未実施 18 区 不明 0 区） 他区においては、同目的も含め包括的に助成を実施している区もある。		
議会の要旨（質問状況）			

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード		04-01-09		戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		町会連合会活動推進費		部課名		区民生活部地域つなぐ課		
				課長名		漆畑		
				担当者名		関沢		
				内線		2513		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-08-01		町会連合会活動推進費				
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）				☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業		
開始年度		昭和 57（ 1982 ）年度		根拠				
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 11（ 2029 ）年度		法令等				
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価 事業体系		分野		V 文化創造都市				
		政策		10 活力ある地域コミュニティの形成				
		施策		01 地域活動の支援と人材育成				
目的		町会連合会に対し、会議運営等の事務補助を行うことで、区が行う各種事務事業の周知・協力や、区と町会間の意見調整などを円滑に行えるようにする。 町会連合会の会長交代時や退任時等に、区と町会との橋渡し役としてご協力いただいたことに対する感謝と敬意を示す場を設ける。						
対象者等		荒川区町会連合会（1団体）及び地区町会連合会（8団体）の長及び構成員						
内容		町会連合会事務補助 ○定例会議等の実施（総会年1回、定例会年10回、1月及び8月は実施せず） ○町会実務担当者研修会の実施（再掲） ○地区連合会長の退任時等に感謝状等を贈呈						
経過		定例会議 ・昭和60年度から町会連合会助成金の交付が開始され、それに伴い不定期だった会議が定例化された。 ・平成8年6月19日に「荒川区町会連合会規約」が制定され、役員の任期等が正式に定められた。 町会実務担当者研修会 ・町会連合会の発案で、町会・自治会の課題解消に向け、町会の実務担当者を対象とした研修会を平成24年度から開始した。						
必要性		区事業の情報や協力依頼などを各町会に周知し、意見調整を行うために欠かせない事業である。						
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
推進		推進	区との意見交換や町会長相互の交流が促進されることから、優先度は高い。					

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			1,384	1,590	1,592	1,553	1,824	1,524	1,936
決算額（8年度は見込み）			988	1,096	1,091	1,173	1,527	1,332	1,936
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	区内町会数		120	120	120	120	120	120	120
	定例会議への付議依頼件数		67	77	79	100	102	118	100
	地区町連会長変更人数		0	2	1	2	2	1	1
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	町会交換便封筒	117	需用費	町会交換便封筒ほか	7	需用費	町会交換便封筒ほか	123	
役務費	感謝状筆耕料	20	役務費	感謝状筆耕料	0	役務費	感謝状筆耕料	13	
委託料	町会交換便業務委託	1,390	委託料	町会交換便業務委託	1,325	委託料	町会交換便業務委託	1,800	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	3,308	3,946	638	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	1,527	1,332	▲ 195		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	261	1,202	941		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,096	▲ 6,480	▲ 1,384
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	5,096	6,480	1,384		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 5,096	▲ 6,480	▲ 1,384
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 5,096	▲ 6,480	▲ 1,384		

供	会議開催に係る費用及び委託料を指す物件費が行政費用の約2割を占めている。
---	--------------------------------------

問題点・課題	○町会連合会定例会を通じた町会等への依頼のほか、急を要する場合など、各部署から直接協力を依頼するケースもあり、各部署との連携が必要である。
	○町会連合会会長として、区役所の各課や他の行政機関が開催する会議・事業への出席を求められることが多いので、会長の充て職について見直すなど、負担軽減を図ることが課題となっている。
	○町会交換便の利用件数が、平均月5件程度となっている。町会の負担軽減のため、不要不急の案件や他の手段によることが可能な場合は依頼を断るなど、他部署と更に連携していく。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	町会の負担を軽減するため、町会への依頼とは別の区民等への情報提供手段を検討する。	町会の負担を軽減するため、町会のデジタル化を促進した。	引き続き、町会の負担を軽減するため、町会への依頼とは別の区民等への情報提供手段を検討する。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	

事務事業分析シート（令和8年度）										No1																																
事務事業コード		04-01-10			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事																																			
事務事業名		地域活動促進費			部課名		区民生活部地域つなぐ課		課長名																																	
					担当者名		関沢		内線																																	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-09-01		地域活動促進費																																						
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業																																		
開始年度		平成 2（1990）年度		根拠		地域振興事業補助金交付要綱																																				
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 11（2029）年度		法令等																																						
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画																																				
行政評価 事業体系		分野		V 文化創造都市																																						
		政策		10 活力ある地域コミュニティの形成																																						
		施策		01 地域活動の支援と人材育成																																						
目的		地域の各種団体で組織した実行委員会に対して、地域振興事業に要する経費を補助することによって、実行委員会の自主的かつ安定的な運営を図る。それにより区民相互の交流を深め、自立と連帯に支えられた住みよい地域社会の形成に寄与することを目的とする。																																								
対象者等		子どもを中心とした地域住民																																								
内容		町会や青少年育成地区委員会など地域の各種団体で組織した実行委員会がこどもまつりを開催する。																																								
		＜令和7年度実績＞ <table><tr><td>名称</td><td>地域</td><td>実施日</td><td>参加者</td><td>場所</td></tr><tr><td>南千住なかよしまつり</td><td>南千住</td><td>令和7年10月19日（日）</td><td>雨天中止</td><td>南千住野球場</td></tr><tr><td>ドンとやろう大会</td><td>荒川</td><td>令和7年11月 9日（日）</td><td>775人</td><td>第二峡田小学校</td></tr><tr><td>町屋こどもまつり</td><td>町屋</td><td>令和7年10月26日（日）</td><td>635人</td><td>第九峡田小学校</td></tr><tr><td>尾久っ子ワクワクまつり</td><td>尾久</td><td>令和7年11月 2日（日）</td><td>8,500人</td><td>宮前公園</td></tr><tr><td>にっぽり青空こどもまつり</td><td>日暮里</td><td>令和7年11月 3日（月・祝）</td><td>3,000人</td><td>日暮里南公園</td></tr><tr><td colspan="3"></td><td>合計</td><td>12,910人</td></tr></table>								名称	地域	実施日	参加者	場所	南千住なかよしまつり	南千住	令和7年10月19日（日）	雨天中止	南千住野球場	ドンとやろう大会	荒川	令和7年11月 9日（日）	775人	第二峡田小学校	町屋こどもまつり	町屋	令和7年10月26日（日）	635人	第九峡田小学校	尾久っ子ワクワクまつり	尾久	令和7年11月 2日（日）	8,500人	宮前公園	にっぽり青空こどもまつり	日暮里	令和7年11月 3日（月・祝）	3,000人	日暮里南公園			
名称	地域	実施日	参加者	場所																																						
南千住なかよしまつり	南千住	令和7年10月19日（日）	雨天中止	南千住野球場																																						
ドンとやろう大会	荒川	令和7年11月 9日（日）	775人	第二峡田小学校																																						
町屋こどもまつり	町屋	令和7年10月26日（日）	635人	第九峡田小学校																																						
尾久っ子ワクワクまつり	尾久	令和7年11月 2日（日）	8,500人	宮前公園																																						
にっぽり青空こどもまつり	日暮里	令和7年11月 3日（月・祝）	3,000人	日暮里南公園																																						
			合計	12,910人																																						
経過		地域の各種団体で組織した実行委員会が運営。現在は地域のイベントとして定着している。 平成24年度 各地域一律150千円増額し、378千円とする。 令和6年度 食品を取り扱う行事について、新たに必要となる経費として各地域一律120千円増額し、498千円とする。																																								
必要性		地域コミュニティを活性化する上で、地域の各団体の人々が協力して作り上げる催しは、参加者に連帯感を生み出し、協力の輪を広げていくきっかけとなる。地域一体で子どもを中心としたイベントを行うことにより、子どもを見守る健全な地域づくりの意義は大きい。																																								
実施方法		（☐ 1直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員）																																								
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明																																	
				5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)																																		
	①	参加率（％）	5.9	5.7	5.7	5.8	5.8	参加人数/10月1日現在人口																																		
	②																																									
③																																										
事務事業の分類				分類についての説明・意見等																																						
8年度		9年度																																								
推進		推進		地域一体で子どもを中心としたイベントを行うことで区民相互の交流と地域コミュニティの活性化を図るため優先度は高い。																																						

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			1,890	1,890	1,890	1,890	2,490	2,490	2,490
決算額（8年度は見込み）			0	0	1,890	1,890	2,255	2,427	2,490
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	参加人数（5地域合計）		0	0	11,890	12,955	12,687	15,000	15,000
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
負担金補助等	南千住地域補助金	498	負担金補助等	南千住地域補助金	498	負担金補助等	南千住地域補助金	498	
負担金補助等	荒川地域補助金	498	負担金補助等	荒川地域補助金	498	負担金補助等	荒川地域補助金	498	
負担金補助等	町屋地域補助金	263	負担金補助等	町屋地域補助金	435	負担金補助等	町屋地域補助金	498	
負担金補助等	尾久地域補助金	498	負担金補助等	尾久地域補助金	498	負担金補助等	尾久地域補助金	498	
負担金補助等	日暮里地域補助金	498	負担金補助等	日暮里地域補助金	498	負担金補助等	日暮里地域補助金	498	

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			6年度	7年度	差額	勘定科目			6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,136	2,533	397	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	2,255	2,427	172		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0		
		賞与・退職給与引当金繰入額	168	772	604		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,559	▲ 5,732	▲ 1,173		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)			4,559	5,732	1,173	通常収支差額(c)+(d)=(e)			▲ 4,559	▲ 5,732	▲ 1,173
	特別費用(g)			0	0	0	特別収入(f)			0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)			0	0	0	当期収支差額(e)+(h)			▲ 4,559	▲ 5,732	▲ 1,173	

※	補助費等は各5地区で実施される地域振興事業に係る経費の補助金であり、行政費用の約4割を占めている。
---	---

問題	○幅広い地域団体の参画を促進しながら、地域の実情に即した魅力ある事業として充実を図り、より多くの地域住民が気軽に参加できる取組へと発展するよう支援していく必要がある。
----	---

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	地域交流のより一層の推進をめざし、町会等地域団体の参加を促していく。	地域交流のより一層の推進をめざし、エリア内の全町会長や各地域団体代表者に対して、開催通知や招待状を送付し、参加を促した。	引き続き、地域交流のより一層の推進をめざし、町会等地域団体の参加を促していく。
②			
③			

其他	(实施 3 区 未实施 19 区 不明 0 区)
----	--------------------------

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	04-01-11		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	町会役員表彰（地域振興功労者表彰）		部課名	区民生活部地域つなぐ課		課長名	漆畑	
			担当者名	関沢		内線	2513	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-97-98	町会役員表彰					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 6	（ 1994 ）	年度	根拠法令等	地域振興功労者表彰実施要綱			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	V 文化創造都市						
	政策	10 活力ある地域コミュニティの形成						
	施策	01 地域活動の支援と人材育成						
目的	町会・自治会の役員として、地域社会の発展に寄与し、他の模範となる者を表彰することにより、区政及び町会の振興発展を図る。							
対象者等	町会の役員であって次のいずれかに該当する者 ① 部長以上に相当する役職にあって、8年以上職務に精励した者 ② 町会の役職にあって、10年以上その職務に精励した者のうち、特に町会長が推薦した者							
内容	2年に一度、表彰式典を行う。 ・目的 上記のとおり ・対象者 上記のとおり ・対象除外者 ① 既受彰者 ② 荒川区表彰規則第2条第2号の既受彰者 ③ その他表彰することが適当でないと区長が認める者 ・推薦方法 町会長が、推薦書を区長に提出する。 ・表彰審査 区民生活部長、地域つなぐ課長の職にあるもので構成する表彰審査会による。							
経過	○実施頻度 平成6年度から事業開始し、以降毎年度実施してきたが、10年度には受彰者数が対開始年度比で約1/2(215名→117名)になった。そこで費用対効果等を考慮し、より効率的な事業実施を目指すため、平成10年度以降は隔年度実施としている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から翌年度に延期としたが、令和3年度も式典の開催には至らず、受彰者に表彰状と記念品を個別に贈呈した。令和5年度は式典の内容を一部見直しを行った。 ○実施会場 H6、7年度：ホテルラングウッド H8～26年度：ムーブ町屋 H28年度～：サンパール荒川 ○特別感謝状の贈呈 平成24年度は、区制施行80周年を記念し、町会連合会会長及び町会連合会会長経験者（16名）に特別感謝状を贈呈した。							
必要性	長年地域で活躍している町会・自治会役員の活動や功績を表彰することにより、活動意欲の向上や町会・自治会活動の更なる充実につながることから、必要性は高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
推進	推進	町会活動において他の模範となる者を表彰することにより、地域活動の振興に資することから優先度が高い。						

(単位：千円)

問題点・課題

表彰式は隔年開催のため、6年度は開催がなかった。
7年度は、式典に係る委託料等として物件費423千円を支出した。

○区内全域で町会役員の高齢化が進んでいることも影響し、被推薦者が減少している。
○町会役員の変更等により表彰制度の認知が十分でない場合があることから、制度概要の周知を図るとともに、推薦に必要な期間を確保できるよう努める。
○今後も推薦者の減少が想定されるため、より良い実施方法等を検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和8年度）										No1
事務事業コード		04-01-12			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		自衛隊員募集事務費			部課名		区民生活部地域つなぐ課		課長名	
					担当者名		榎本		内線	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-10-01			自衛隊員募集事務費					
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 29（ 1954 ）年度			根拠法令等		地方自治法、自衛隊法、自衛隊法施行令			
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度								
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価 事業体系		分野		Ⅶ 計画推進のために						
		政策		14 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進						
		施策		03 事務の適正・公正な執行						
目的		募集相談員や自衛隊と区が協力し、自衛隊の有能な人材の確保を図る。								
対象者等		自衛隊及び入隊予定者								
内容		・自衛隊から要請があった消耗品（入隊者用記念品、事務用封筒等）の購入 ・自衛官募集のポスターを区営掲示板に掲示（年1回） ・自衛官募集記事を区報に掲載（年4回） ・自衛官募集相談員を選定し、区長と自衛隊東京地方協力本部長との連名で委嘱（委嘱期間2年間） ・自衛隊入隊予定者激励会を自衛隊台東出張所と共同で実施（平成13年度から） ・平成24年から自衛官募集相談会を実施 H24町屋文化センター, H25・H27・H29～H30ムーブ町屋, H26日暮里サニーホール, H28南千住駅前ふれあい館, R01日暮里サニーホール,（*R02、R03は中止）, R04ムーブ町屋, R05日暮里サニーホール, R06・07ムーブ町屋 ※本事業は、法定受託事務として募集事務の一部を担い、事業等の実施は自衛隊東京地方協力本部が企画し、区としては、区報掲載等の広報活動や事業実施の際の会場提供などを行っている。								
経過		○経緯と位置づけ 平成11年度までは、機関委任事務として都知事から委任され事務を行ってきたが、11年7月法律第87号（地方分権一括法）による改正（12年4月1日施行）で地方自治法第2条第10項により、第1号法定受託事務（自衛隊法）となり、自衛官募集に係る事務の一部が直接国から委託されている。それに伴い、特定財源が都支出金から国庫支出金に振り替えられた。 ○自衛官募集相談員連名委嘱式開催状況 荒川区では、平成10年から開始し、2年に1回実施している。 ・令和2年1月29日 10名（継続10名） 区役所304・305会議室 ・令和4年1月21日開催予定だったが中止 10名（継続9名、新規1名）委嘱状は自衛隊より各人に交付 ・令和6年1月17日 10名（継続9名、新規1名）区役所304・305会議室 ・令和8年1月15日 9名（新規1名、継続8名）区役所庁議室								
必要性		自衛隊は、国内外の平和維持活動や災害派遣活動などで活躍している。こうした活動を行う自衛隊に有能な人材を確保するため、募集相談員や自衛隊と区が協力し、相互に密接な関係を保っていく必要性は高い。								
実施方法		（ ☒ 直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）								
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)		
	①	自衛隊入隊者数	4	4	5	5	5	防衛大学を含む 荒川区での自衛隊入隊者数		
	②									
③										
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
8年度		9年度								
継続		継続		法定受託事務であり、現状のまま継続する。						

(単位：千円)

問題点・課題

自衛隊法第97条第3項の規定に基づき、自衛官候補生等募集にかかる法定受託事務に対する補助金は35千円だった。これについては、JR駅構内への自衛官募集ポスターの掲示（費用31千円）に活用した。

平成24年度から実施している自衛官募集相談会の周知は、区内外を問わず受験希望者の参加があるなど、一定の効果はあるものの参加者数が少ないため、若年層に向けた広報について、自衛隊文京出張所（令和8年6月15日に文京区へ事務所移転したことに伴い名称変更）と共に創意工夫する必要がある。

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	既存の周知方法に加え、若年層に届く広報、説明会の内容について自衛隊と連携して研究していく。	区報、区HP、区営掲示板のほか、Xとfacebookで周知。消防署、警察署、海上保安庁と合同説明会とすることで集客力が各段に上がった。	若年層に職業選択肢のひとつとして知ってもらえるよう様々な媒体で周知し、消防署等と連携し、合同説明会を開催していく。
②			
③			

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	-----	----	---	-----	---	---	----	---	----

区の実 施状況

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	04-01-13		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	区営掲示板維持管理費		部課名	区民生活部地域つなぐ課		課長名	漆畑	
			担当者名	森田		内線	2511	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-11-01		区営掲示板維持管理費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 48	（ 1973 ）	年度	根拠	荒川区区営掲示板ポスター掲示要綱			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	V 文化創造都市						
	政策	10 活力ある地域コミュニティの形成						
	施策	01 地域活動の支援と人材育成						
目的	各事業課が作成したポスターを掲示し、事業内容を区民に周知する。 掲示板を適所に設置し、その維持管理を図る。							
対象者 等	全区民							
内容	・ポスター掲示・・・掲示期間は原則として10日間 （1）掲示予約受付（掲示開始日の半年前から） （2）ポスター提出（掲示開始日の前々日まで） （3）ポスター貼付（毎月5・15・25日シルバー人材センターに委託） ・掲示板維持補修・建替え 毎年、全掲示板の腐食・破損状況を調査し、必要に応じて修繕を行い、町会等の要望により新設 や移設も行う。平成19年度以降は鉄製から耐久性の高いアルミ製へ順次建替えを行っている。							
経過	昭和48年度～ 109基で開始し、その後徐々に増設（平成2年度末199基） 平成3年度～5年度 1町会2基の割合で増設（平成5年度末259基） 平成6年度～9年度 0.03平米に1基の割合で増設（平成9年度末318基） 平成10年度以降 上記増設計画完了のため、補修困難な物を年度内4基をめどに新規に建替え。 平成19年度以降 破損状況が著しく補修困難な物を、年度内最大15基を新規に建替え。 令和8年6月現在 263基 【材質別内訳】 鉄パイプ枠・ベニヤ板19基、アルミ枠・ゴムボード板243基、 アルミ枠・ガラス扉付き1基 【地区別内訳】 南千住49基、荒川43基、町屋38基、東尾久36基、西尾久33基、 東日暮里29基、西日暮里35基							
必要性	区営掲示板へのポスター掲示は、広く区民に情報提供できるため、コミュニティの活性化につながる。 また、災害時には地域住民に対し有効な伝達手段となることから、その必要性は高い。							
実施 方法	（ ☒ 一部委託）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） ポスター掲示委託 シルバー人材センター 単価契約 1回487.39円 単価×設置基数×3回/月×12月＝年額4,877,749円							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	鉄製からアルミ製掲示板への取替 (%)	92	93	93	94	94	アルミ製掲示板数／全掲示板数
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続		区の事業を広く区民に周知し、コミュニティの活性化を図る事業であり、継続して実施する。					

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			6年度	7年度	差額	勘定科目			6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	3,970	4,735	765	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	3,572	3,865	293		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0		
		賞与・退職給与引当金繰入額	313	1,442	1,129		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 7,855	▲ 10,042	▲ 2,187		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)			7,855	10,042	2,187	通常収支差額(c)+(d)=(e)			▲ 7,855	▲ 10,042	▲ 2,187
	特別費用(g)			0	0	0	特別収入(f)			0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)			0	0	0	当期収支差額(e)+(h)			▲ 7,855	▲ 10,042	▲ 2,187

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	掲示板の支柱の再利用等を行い、コストダウンを図ることで、アルミ製掲示板への取替を促進する。	掲示板の支柱の再利用等を行い、コストダウンを図ることで、アルミ製掲示板への取替を促進した。	引続き掲示板の支柱の再利用等を行い、コストダウンを図ることで、アルミ製掲示板への取替を促進する。
②	隣地での建物の建設や道路拡幅等に際して支障となる掲示板の移設先について町会長等と検討する。	隣地での建物の建設や道路拡幅等に際して支障となる掲示板の移設先について町会長等と検討した。	引続き隣地での建物の建設や道路拡幅等に際して支障となる掲示板の移設先について町会長等と検討する。
③			

他 区 の 実 施 状 況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）							
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	平成27年度決特	「区営掲示板に広報課で配信をしている情報のPR等を表示することについて」						
	平成28年度決特	「区営掲示板の掲示面積の拡大について」						
	令和2年度決特	「区営掲示板の空きスペースの活用（地域の防災情報）について」						
	令和4年度決特	「企業から経費を出してもらった仕組みの検討について」						

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	04-01-14		戦略プラン		☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	小災害見舞事業費		部課名	区民生活部地域つなぐ課		課長名	漆畑	
			担当者名	赤間		内線	2511	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-12-01	小災害見舞事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 54	（ 1979 ）	年度	根拠	荒川区小災害見舞金等支給要綱			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために						
	政策	14 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進						
	施策	02 窓口サービス等の充実						
目的	小災害により被害を受けた区民に見舞金等を支給し、被災見舞の意を表すことを目的とする。なお小災害とは火災、風水害等に起因する被害が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に至らないものをいう。							
対象者等	小災害により被害を受けた当時、荒川区内に住所を有する者（区民）							
内容	○被災地を所管する区民事務所長等からの「災害状況報告書」に基づき、支給の可否を決定する。 ○支給基準に基づき見舞金品を被災世帯に対し支給する。 ○支給基準 ・全焼 住居の居住部分が7割以上焼失・倒壊したもの ・半焼 住居の居住部分が2割以上7割未満焼失・倒壊したもの ・床上冠水 住居の居住部分の7割以上が浸水したもの ・単身世帯 独立して住居及び家計を維持する単身者（世帯：住居及び家計を共にする者の集まり） ○被害等に基づく支給額 ・全焼・全壊・倒壊 一般世帯30,000円、単身世帯15,000円 ・半焼・半壊・浸水 一般世帯20,000円、単身世帯10,000円 ・死亡（弔慰金） 一人当たり30,000円 ・緊急生活支援金 一人当たり2,000円							
経過	・「東京都荒川区小災害罹災者応急援助要綱（S43.11月制定）」をS54.3.31付で廃止。 ・「東京都荒川区小災害見舞金等支給要綱」をS54.4.1から適用。 ・H10.4.1から、福祉部福祉計画課より、地域振興部区民課へ所管変更。要綱の第3条（見舞金等の支給基準）を改正し、見舞品（毛布一人一枚）の支給を廃止。 ・H12.4.1付で要綱一部改正。「条例の題名等を統一する条例」の成立に伴い、「東京都荒川区小災害見舞金等支給要綱」を「荒川区小災害見舞金等支給要綱」に改正する。 ・H18.4.1付で要綱一部改正。組織変更に伴う改正。 ・H20.4.1付で要綱一部改正。緊急生活支援金の追加等。 ・H26.2.27付で要綱一部改正。文言の修正。							
必要性	区として見舞金を支給することにより、被災者が当面の生活費を得ることが出来るほか、不安感を和らげる効果も期待できるものであり、必要性は高い。							
実施方法	（ ☐ 直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	見舞金支給率	100	100	100	100	100	対象者への支給率（%）
	②							
	③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続		継続	見舞金として被災者に当面の生活費を支給することで、被災者に安心感を与えることが出来る事業であり、現行どおり実施する。					

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,075	1,282	207	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	190	440	250		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	85	391	306		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,350	▲ 2,113	▲ 763
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		1,350	2,113	763	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 1,350	▲ 2,113	▲ 763
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 1,350	▲ 2,113	▲ 763	

借	行政費用について、令和7年度は前年度と比較して見舞金支給件数が増加したため、補助費等が増加した。
---	--

問題	見舞金支給にあたって迅速な対応が必要とされるが、事件性のある火災では対象者の確認及び支給に時間を要する場合がある。
----	---

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	火災現場や被災者の被災状況等を関連部署等と連携して収集・精査し、迅速に対応する。	火災現場や被災者の被災状況等を関連部署等と連携して収集・精査し、迅速に対応した。	引き続き火災現場や被災者の被災状況を関連部署等と連携して収集・精査し、迅速に対応していく。
②			
③			

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	-----	----	---	-----	---	---	----	---	----

区の実
施状況

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	04-01-15		戦略プラン	○ 協働	● 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	区民交通傷害保険事業費		部課名	区民生活部地域つなぐ課		課長名	漆畑	
			担当者名	榎本		内線	3782	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-13-01		交通傷害保険事業費					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 8年度 ○ 7年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	平成 14	（ 2002 ）	年度	根拠	荒川区区民交通傷害保険・自転車賠償責任保険			
終期設定	● 有 ○ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等	事業要綱		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画		● 非計画		
行政評価 事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために						
	政策	14 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進						
	施策	02 窓口サービス等の充実						
目的	交通事故による傷害を受けた区民を救済するため、区民交通傷害保険事業を実施し、区民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。							
対象者等	区民交通傷害保険への加入を希望する区民							
内容	・ 加入資格：区内在住・在勤・在学者（自転車賠償プランについては、区民交通傷害保険加入者のみ） ・ 補償内容：交通事故によりケガをした場合に、入院・通院の治療期間に応じた保険金を支払う。 （自転車賠償プランは法律上の損害賠償を負った場合に補償） ・ 保険料（年額）： A 900円 B 1,500円 C 2,500円 X J 1,400円 A J 1,900円 B J 2,500円 C J 3,500円 【R6改定後】： A 1,200円 B 2,000円 C 3,300円 X J 1,500円 A J 2,200円 B J 3,000円 C J 4,300円 ・ 保険期間：4月1日から翌年3月31日までの1年間 但し、WEBからの中途加入の場合は、申込日の翌月1日から3月31日まで ・ 加入申込期間：毎年2月から3月（WEB申込は毎年2月から翌年1月31日まで）							
経過	・ 平成13年12月 特別区人事厚生事務組合議決により交通災害共済事業の廃止決定 ・ 平成14年 2月 区民交通傷害保険事業の実施決定（総務区民委員会報告） ・ 平成18年 2月 自転車賠償責任プランの募集を開始 ・ 平成22年 2月 平成22年度より各コース200円値上げ。保険法改正により、中途解約開始 ・ 平成25年 2月 団体での加入者に対して加入者証シールの配付を開始 ・ 平成28年 2月 平成28年度より、A・A Jコース200円、B・C・B J・C Jコース300円値上げ ・ 平成30年 2月 平成30年度より、自転車賠償責任プラン100円値上げ、支払限度額を1億円に引き上げ ・ 令和 2年 2月 令和2年度より、自転車賠償責任プランに示談交渉サービスが付帯 ・ 令和 3年 2月 令和3年度より、全コース保険料が改定、被害事故補償プラン付帯、X Jコース新設 ・ 令和 6年 2月 令和6年度より、全コース保険料が改定（100円から800円の引上げ）。WEB申込開始。							
必要性	自転車利用者の増加と共に、事故件数も増加している。 また、自転車利用者が加害者となり、高額な損害賠償責任を負う事故も増えているため、安価で加入しやすい保険商品の提供が必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ● 会計年度任用職員 ） ・ 区と損害保険ジャパン株式会社が区民交通傷害保険特約条項に基づく保険契約を締結 ・ 加入希望者より申込書及び保険料を受領し加入者証を交付（窓口は2・3月のみ、4月以降はWEBのみ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	加入率（％）	8.2	7.1	6.6	6.2	6.2	当該年度加入者数／各年度4月1日時点での総人口
	②	事故率（％）	2.0	2.0	1.6	1.6	1.6	当該年度保険金支払件数／当該年度加入者数
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
推進		推進		自転車による加害事故が増加し、それに伴い高額な損害賠償責任を負うケースが増えているため、必要度は高い。				

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			4,111	4,632	4,624	4,527	5,679	4,983	4,689
決算額（8年度は見込み）			3,409	3,431	3,295	3,570	3,632	3,618	4,689
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	加入者数（人）		19,563	19,324	18,410	17,925	15,706	14,755	15,501
	保険金支払件数		348	353	354	336	294	243	243
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報酬	非常勤職員報酬（会計・臨時）	1,686	報酬	非常勤職員報酬（会計・臨時）	1,846	報酬	非常勤職員報酬（会計・臨時）	1,885	
職員手当等	期末勤勉手当（会計・臨時）	0	職員手当等	期末勤勉手当（会計・臨時）	0	職員手当等	期末勤勉手当（会計・臨時）	514	
報償費	団体加入報償金	771	報償費	団体加入報償金	742	報償費	団体加入報償金	821	
旅費	特別旅費（会計・臨時）	55	旅費	特別旅費（会計・臨時）	43	旅費	特別旅費（会計・臨時）	90	
需用費	消耗品等・印刷製本	290	需用費	消耗品等・印刷製本	270	需用費	消耗品等・印刷製本	368	
役務費	郵便料・振込手数料	830	役務費	郵便料・振込手数料	717	役務費	郵便料・振込手数料	1,011	

(単位：千円)														
行政コスト計算書	勘定科目				6年度	7年度	差額	勘定科目				6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	7,641	8,948	1,307	行政収入	地方税等	0	0	0				
		物件費	1,175	1,030	▲ 145		国庫支出金	0	0	0				
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0				
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0				
		補助費等	771	742	▲ 29		使用料及び手数料	0	0	0				
		減価償却費	0	0	0		その他	4,582	4,218	▲ 364				
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	4,582	4,218	▲ 364				
		賞与・退職給与引当金繰入額	469	2,164	1,695		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,474	▲ 8,666	▲ 3,192				
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0				
		行政費用合計(b)	10,056	12,884	2,828		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 5,474	▲ 8,666	▲ 3,192				
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0						
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 5,474	▲ 8,666	▲ 3,192							

港	行政収入(その他)については、事務取扱手数料及び郵送料として4,217,548円の収入があった。
---	--

問題点・	○都条例改正により、自転車に乗る場合、自転車賠償責任保険に加入することが義務化されたことや、自転車事故件数が増加していることを理由に、区民交通傷害保険の必要性は高まっている。区ではR6年度から受付方法としてWEB加入を導入し、年度途中の加入を可能にするなど利便性の向上を図ってきたが、年々加入者数は減少傾向にあるため様々な媒体を用いて周知を図り、加入を促進する必要がある。
------	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	様々な広報媒体を活用するとともに、引受保険会社と連携して、更なる加入促進を図る。	区報、区営掲示板のほか、区HP、X、facebook、スクリレなどSNSやデジタルツールを用いて周知を行った。	継続して様々な広報媒体を活用し、引受保険会社と連携して、更なる加入促進を図る。
②			
③			

他 区 状 況	(実施 15 区)		(未実施 7 区)		(不明 0 区)	
	港、文京、台東、墨田、江東、渋谷、豊島、北、練馬、世田谷、品川、足立、江戸川、千代田、葛飾					

況 議 会	平成23年度予特「加入促進及び保険に加入した証となるシールの作成・配付について」 令和4年度予特「区民交通傷害保険とTSマークの周知徹底について」
-------	--

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	04-01-16		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事																									
事務事業名	管理費（区民事務所）		部課名	区民生活部地域つなぐ課		課長名	漆畑																									
			担当者名	赤間		内線	2511																									
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-01-01		管理費（区民事務所）																													
	01-03-01		営繕費（区民事務所）																													
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業																											
開始年度	平成 元（ 1989 ）年度		根拠	荒川区庁舎管理規則																												
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等																													
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画																										
行政評価 事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために																														
	政策	14 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進																														
	施策	02 窓口サービス等の充実																														
目的	区民が適切かつ快適に区民事務所を利用できるように施設の維持管理を行う。																															
対象者等	区民事務所の利用者、ひろば館事業の貸室利用者																															
内容	＜対象施設＞ <table><tr><td></td><td>開所年月</td><td>延床面積</td><td>備</td><td>考</td></tr><tr><td>南千住区民事務所</td><td>平成22年3月</td><td>182㎡</td><td>ブルンズタワー（アクレスティ）</td><td></td></tr><tr><td>町屋区民事務所</td><td>令和5年10月</td><td>596㎡</td><td>南千住2階</td><td></td></tr><tr><td>尾久区民事務所（ひろば館）</td><td>昭和50年2月</td><td>445㎡</td><td>センターまちや4階</td><td></td></tr><tr><td>日暮里区民事務所</td><td>令和 3年1月</td><td>414㎡</td><td>旧第七出張所</td><td></td></tr></table> ※開所年月は現所在地における業務開始日を示す。 ＜事業内容＞ (1) 光熱水費の支払 (2) 消耗品（蛍光灯、清掃用具等）購入 (3) 貯水槽清掃、清掃、電気設備、消防設備保守点検等の契約および支払 (4) 電気設備、給排水衛生設備等の修繕工事								開所年月	延床面積	備	考	南千住区民事務所	平成22年3月	182㎡	ブルンズタワー（アクレスティ）		町屋区民事務所	令和5年10月	596㎡	南千住2階		尾久区民事務所（ひろば館）	昭和50年2月	445㎡	センターまちや4階		日暮里区民事務所	令和 3年1月	414㎡	旧第七出張所	
		開所年月	延床面積	備	考																											
南千住区民事務所	平成22年3月	182㎡	ブルンズタワー（アクレスティ）																													
町屋区民事務所	令和5年10月	596㎡	南千住2階																													
尾久区民事務所（ひろば館）	昭和50年2月	445㎡	センターまちや4階																													
日暮里区民事務所	令和 3年1月	414㎡	旧第七出張所																													
経過	<table><tr><td>平成元年度</td><td>5つの地域振興課を設置し、管理係（ひろば館を含む）・区民事務所を所管。従来の出張所は廃止し、所管区域を持たない「区民事務所」とした。（設置数は7）</td></tr><tr><td>平成16年度</td><td>5つの地域振興課を統合。</td></tr><tr><td>平成21年度</td><td>南千住東部区民事務所と南千住西部区民事務所を統合（平成22年3月29日）。</td></tr><tr><td>平成23年度</td><td>南千住区民事務所東部ひろば館の名称を南千住区民事務所東部・石浜ひろば館に変更。</td></tr><tr><td>平成24年度</td><td>南千住区民事務所東部・石浜ひろば館閉館（平成25年3月末）。</td></tr><tr><td>平成26年度</td><td>日暮里区民事務所を仮設で移転。</td></tr><tr><td>令和 2年度</td><td>日暮里区民事務所をふらっとにっぽり1階に移転。</td></tr><tr><td>令和 5年度</td><td>町屋区民事務所がセンターまちや4階に移転。</td></tr></table>							平成元年度	5つの地域振興課を設置し、管理係（ひろば館を含む）・区民事務所を所管。従来の出張所は廃止し、所管区域を持たない「区民事務所」とした。（設置数は7）	平成16年度	5つの地域振興課を統合。	平成21年度	南千住東部区民事務所と南千住西部区民事務所を統合（平成22年3月29日）。	平成23年度	南千住区民事務所東部ひろば館の名称を南千住区民事務所東部・石浜ひろば館に変更。	平成24年度	南千住区民事務所東部・石浜ひろば館閉館（平成25年3月末）。	平成26年度	日暮里区民事務所を仮設で移転。	令和 2年度	日暮里区民事務所をふらっとにっぽり1階に移転。	令和 5年度	町屋区民事務所がセンターまちや4階に移転。									
平成元年度	5つの地域振興課を設置し、管理係（ひろば館を含む）・区民事務所を所管。従来の出張所は廃止し、所管区域を持たない「区民事務所」とした。（設置数は7）																															
平成16年度	5つの地域振興課を統合。																															
平成21年度	南千住東部区民事務所と南千住西部区民事務所を統合（平成22年3月29日）。																															
平成23年度	南千住区民事務所東部ひろば館の名称を南千住区民事務所東部・石浜ひろば館に変更。																															
平成24年度	南千住区民事務所東部・石浜ひろば館閉館（平成25年3月末）。																															
平成26年度	日暮里区民事務所を仮設で移転。																															
令和 2年度	日暮里区民事務所をふらっとにっぽり1階に移転。																															
令和 5年度	町屋区民事務所がセンターまちや4階に移転。																															
必要性	地域にある身近な行政機関として、利用頻度の高い住民票や印鑑証明書等の発行を行うほか、幅広い行政サービスの最前線の窓口としての役割は非常に重要である。また、ひろば館事業としての貸室事業を行い、区民に自主的な活動を行うための場を提供している。																															
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 清掃委託 民間業者 4,089,080円 ふらっとにっぽり各種委託 民間業者 13,891,315円 機械警備委託 民間業者 781,968円																															
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明																								
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)																									
	①	施設の稼働率（％）	28.2	20.7	20.5	30.0	30.0	尾久区民事務所ひろば館貸室																								
	②																															
③																																
事務事業の分類			分類についての説明・意見等																													
8年度		9年度																														
継続		継続		区民サービスにおける最前線の窓口として、区民事務所の必要な維持管理、修繕を行う。																												

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	04-01-17		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	運営費（区民事務所）		部課名	区民生活部地域つなぐ課		課長名	漆畑	
			担当者名	赤間		内線	2511	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-02-01		運営費（区民事務所）					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 元	（ 1989 ）	年度	根拠				
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために						
	政策	14 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進						
	施策	02 窓口サービス等の充実						
目的	区民の利便性向上に資するため、住民基本台帳に基づく事務、印鑑証明事務、その他区民事務所に属する事務の管理運営を行う。							
対象者等	区民事務所の利用者							
内容	(1) 住民基本台帳に関する事務 (2) 印鑑の登録及び証明に関する事務 (3) 戸籍の謄抄本、全部事項証明書及び個人事項証明書の交付に関する事務 (4) 特別区民税・軽自動車税の証明書交付 (5) 区民税・国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の収納 (6) 国民健康保険・国民年金の届出の受理 (7) 狂犬病予防注射済証の交付 (8) ひろば館・ふれあい館使用料の収納							
経過	昭和22年 6月 各出張所設置 平成元年 4月 「ひろば館構想」実施 出張所→区民事務所 平成 4年 9月 住民票自動交付機稼動 平成 8年11月 印鑑登録証明書自動交付機稼動 平成10年 4月 区民事務所統合（7→5） 平成15年 8月 住民基本台帳カード交付開始 平成22年 3月 南千住東部区民事務所と南千住西部区民事務所を統合 平成26年 4月 日暮里区民事務所仮設移転 令和 3年 1月 日暮里区民事務所移転 令和 5年10月 町屋区民事務所移転							
必要性	地域にある身近な行政機関として、利用頻度の高い住民票や印鑑証明書等の発行を行うなど、幅広い行政サービスの最前線の窓口としての役割を果たしている。また、ひろば館事業としての貸室事業を行い、区民に自主的な活動を進めるための場を提供している。							
実施方法	☒ 2一部委託（ ）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） ファクシミリ保守委託 民間業者 30,629円							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	住民票交付枚数	29,764	26,971	25,114	27,000	27,000	有料分のみ
	②	印鑑証明書交付枚数	17,485	15,638	14,325	16,000	16,000	有料分のみ
③	戸籍謄抄本（全部・個人事項証明書）交付枚数	10,599	8,568	7,177	9,000	9,000	有料分のみ（改製原含む）	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
推進		推進		幅広い区民サービスを行う区民事務所の役割は重要であり、さらに適正かつ効率的な運営を図る。				

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	04-01-18		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	管理費（無人ひろば館）		部課名	区民生活部地域つなぐ課		課長名	漆畑	
			担当者名	赤間		内線	2511	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-01-02		管理費（無人ひろば館）					
	01-03-02		営繕費（無人ひろば館）					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	平成	元（1989）	年度	根拠	荒川区区民ひろば館条例・同施行規則			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	V	文化創造都市					
	政策	10	活力ある地域コミュニティの形成					
	施策	02	地域文化とコミュニティの拠点づくり					
目的	地域住民の相互交流を深め、自主的な活動を進めるための場の提供を行う場として、ひろば館を維持管理するために清掃委託や各種設備保守委託等を行う。							
対象者等	ひろば館利用者							
内容	＜対象施設＞ (1) 旧区民事務所 南千住区民事務所西部 (2) 高齢者事業館 宮の前 ＜事業内容＞ (1) 消耗品購入及び物品修繕に要する費用の支出 (2) 光熱水費の支出 (3) 手数料（ゴミ処理券、カーテン等洗濯、廃棄処理）の支出 (4) 各種委託料（清掃委託・消防設備等保守委託）の支出							
経過	・南千住区民事務所西部ひろば館（旧第二出張所・南千住西部区民事務所） 昭和42年3月竣工 362㎡ RC造3階建 ・東尾久ひろば館（旧第六出張所・東尾久区民事務所） 昭和46年3月竣工 335㎡ RC造4階建 令和 4年3月廃止 ・宮の前ひろば館 昭和44年3月竣工 185㎡ RC造4階建の1.2階部分 （平成24年4月から無人化、平成29年4月に2階部分を支援センターアゼリアの占有とし面積減） ※平成29年度に組織改正に伴い「管理運営費（ひろば館）」から無人ひろば館事業を独立							
必要性	ふれあい館整備が進んでいない地域においては必要なコミュニティ施設である。							
実施方法	（☒ 直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 日常管理は区民事務所で実施							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	施設の稼働率（%）	15.3	15.0	14.9	15.5	15.5	南千住区民事務所西部ひろば館 宮の前ひろば館
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続	区民の相互交流、自主的な活動を進める場として、必要な維持管理を行い、効率的な運営を図る。						

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			5,727	5,453	4,047	3,659	4,050	5,572	16,807
決算額（8年度は見込み）			4,206	4,891	3,156	2,979	3,374	5,106	16,807
実績の推移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	旧区民事務所の無人ひろば館数		2	2	1	1	1	1	1
	旧高齢者事業館の無人ひろば館数		1	1	1	1	1	1	1
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	家屋等修繕費	344	需用費	家屋等修繕費	2,271	需用費	家屋等修繕費	12,480	
需用費	消耗品費・光熱水費	1,019	需用費	消耗品費・光熱水費	1,004	需用費	消耗品費・光熱水費	1,292	
役務費	ごみ処理券等	26	役務費	ごみ処理券等	46	役務費	ごみ処理券等	114	
委託料	保守・清掃委託	1,928	委託料	保守・清掃委託	1,723	委託料	保守・清掃委託	2,858	
使用料等	AEDリース	57	使用料等	AEDリース	62	使用料等	AEDリース	63	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	3,384	4,044	660	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	3,030	2,835	▲ 195		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	344	2,270	1,926		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	247	266	19
		減価償却費	428	428	0		その他	111	114	3
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	358	380	22
		賞与・退職給与引当金繰入額	267	1,232	965		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 7,095	▲ 10,429	▲ 3,334
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	7,453	10,809	3,356		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 7,095	▲ 10,429	▲ 3,334
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 7,095	▲ 10,429	▲ 3,334			

備
考
宮の前ひろば館で一部外壁を補修したため、維持補修費が増加している。行政収入のその他は、南千住区民事務所西部ひろば館3階を保護司会に貸与していることで発生する光熱水費の受入である。

問題	○施設・設備の老朽化によって設備の修繕が発生しており、修繕費の増加が課題である。 ○地域におけるふれあい館の整備状況や利用状況にあわせ、今後のあり方の検討が必要である。
----	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	利用者の要望に沿った無人ひろば館運営が行えるよう、施設管理や設備の改善を実施していく。	外壁や手すりの修繕を行い、設備の改善を実施した。	引き続き、利用者の要望に沿った無人ひろば館運営が行えるよう、施設管理や設備の改善を実施していく。
②			
③			

実施状況	他区	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	他区においても、施設の管理運営に必要な経費として計上している。	

議 決	平成27年度決特 無人館（ひろば館）の数、管理状況等について
-----	--------------------------------

事務事業分析シート（令和8年度）													
No1													
事務事業コード		04-01-19		戦略プラン		○ 協働		● 業務		○ 財務		○ 人事	
事務事業名		国勢調査調査区設定事務		部課名		区民生活部地域つなぐ課		課長名		漆畑			
				担当者名		坂牧		内線		2218			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		---		国勢調査調査区設定									
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 8年度 ○ 7年度）				○ 建設事業		● それ以外の継続事業					
開始年度		昭和 7（ 1932 ）年度		根拠		統計法							
終期設定		○ 有 ● 無（ ）年度		法令等									
実施基準		● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分		○ 計画		● 非計画					
行政評価 事業体系		分野		Ⅶ		計画推進のために							
		政策		14		積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進							
		施策		04		統計・調査の推進							
目的		「国勢調査令」及び「国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令」に基づき、5年ごとに実施される国勢調査の実施に先立ち、その前年に実施するもので、調査区域を一般調査区（居住世帯が一般的に在る調査区）、特別調査区（公園、学校、福祉施設、病院、独身・学生寮等）、水面調査区のいずれかに区分し、調査区ごとの世帯数の均一化を主な目的として調査区域の見直しを行うものである。											
対象者等		前回の国勢調査基準日（10月1日）以降に建築された住宅及び現在建築中の住宅（主に集合住宅）など世帯数の大幅な増が生じる調査区が主な対象である。											
内容		国勢調査の実施前年度に、調査区及びその区域等の見直しをするため、前回調査以降に建設された大規模マンション等の確認を中心に、各調査区の世帯数ができる限り均一となるよう調査区域の見直し、設定を行う。 調査期日：10月1日（1調査区当り概ね50～70世帯程度になるよう調査区域を設定） ○ 準備事務 ・ 直近に実施した国勢調査調査区との比較（住宅地図等で確認） ・ 前回調査以降に建築された（建築中含む）集合住宅の情報収集 ・ 住民基本台帳による各区域の世帯数確認 ○ 実地踏査（統計係職員により対象となる区域を実地踏査） ○ 調査区地図等の作成（世帯数が大きく変動する場合は調査区の区域を修正）											
経過		国勢調査の準備作業として、その前年度に調査区設定事務を実施している。 直近3年間と次回実施は以下のとおり ・ 平成26年10月1日 実施（平成27年10月1日「国勢調査」実施） ・ 令和元年10月1日 実施（令和 2年10月1日「国勢調査」実施） ・ 令和 6年10月1日 実施（令和 7年10月1日「国勢調査」実施） ・ 令和11年10月1日 実施予定（令和12年10月1日「国勢調査」実施予定）											
必要性		統計法で定められた統計調査のため必須											
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ● 会計年度任用職員 ） ・ 統計係職員による現地踏査及び基本単位区・調査区の修正等に基づき、調査区地図及び調査区一覧を作成。											
指 標		事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明			
					5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)				
		①											
		②											
③													
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
8年度		9年度											
継続		継続		国勢調査を実施する準備作業として必要な事業であるため、継続して実施する。									

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	04-01-20		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	国勢調査		部課名	区民生活部地域つなぐ課		課長名	漆畑	
			担当者名	坂牧		内線	2218	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-01-64	国勢調査					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 7	（ 1932 ）	年度	根拠	統計法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	VII	計画推進のために					
	政策	14	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進					
	施策	04	統計・調査の推進					
目的	国内の人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策等の基礎資料を得ることを目的とする。調査事項は、氏名、男女の別、出生年月、世帯主との関係、国籍の他、居住関係、就業状態、従業地。通学地等の世帯員に関する事項と、世帯の種類、世帯員数、住宅の建て方等の世帯に関する事項がある。（総務省所管）							
対象者等	基準日である10月1日午前零時現在に、当該住居に3か月以上にわたって住んでいる又は住むことになっている者で、外国人も対象となる。							
内容	【令和7年度実績】 ①調査員1,375人 町会・自治会1,142人、登録調査員75人、区職員108人、その他（マンション管理人等、社会福祉施設・病院、社員・独身寮、簡易宿泊所）50人 ※一人あたり平均担当調査区数：約1.62調査区 ②指導員227名 ※すべて区職員 主な集計結果の公表 人口速報集計：令和8年5月29日 人口等基本集計（確報値）：令和8年9月までに公表 ※就業状態、従業地・就学地集計、人口移動集計等、その他の集計結果は、令和9年6月までに順次公表							
経過	大正9年より実施され、以降5年周期で実施されている。 質問項目数は、大規模調査（西暦の末尾が「0」の年）は19、簡易調査（西暦の末尾が「5」の年）は17である。 ・平成17年10月1日 「国勢調査」実施 ・平成22年10月1日 同 上 実施 ・平成27年10月1日 同 上 実施 ・令和 2年10月1日 同 上 実施 ・令和 7年10月1日 同 上 実施 ※計22回目 ※次回は令和12年10月1日に実施予定							
必要性	統計法で定められた統計調査のため必須							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） （令和7年度実施日程） 調査員説明会（9月上旬）→調査票配布（9月下旬～）→同回収（10月中旬）→調査票等の提出及び区審査（10月中旬～）→都へ調査票提出（2月下旬）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続	統計法施行令第4条により基幹統計は地方公共団体が処理する事務とされ、本調査は、区内の全人口、世帯数、人口構成、経済構成等を把握する事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			147,879	4,426	—	—	—	212,279	0
決算額（8年度は見込み）			119,881	2,956	—	—	—	174,903	0
実績 の 推移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	世帯数		112,009					127,998	
	世帯員数（合計）		217,475					224,650	
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
	未実施		報酬	指導員・調査員報酬他	145,419		未実施		
			職員手当等	時間額職員期末・勤勉手当	2,201				
			報償費	特別調査区調査員報酬	247				
			旅費	時間額職員通勤費	70				
			需用費	消耗品費等	1,082				
			役務費	郵便料等	973				
			委託料等	仕分け配送委託料等	24,911				

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	0	177,213	177,213	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	26,903	26,903		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	134	134		都支出金	0	174,903	174,903
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	247	247		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	174,903	174,903
		賞与・退職給与と引当金繰入額	0	9,215	9,215		行政収支差額(a)-(b)=(c)	0	▲ 38,809	▲ 38,809
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	0	213,712	213,712		通常収支差額(c)+(d)=(e)	0	▲ 38,809	▲ 38,809
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	0	▲ 38,809	▲ 38,809		

備考	本事業は5年周期で実施される国の法定受託事務である。直近では令和7年10月に調査が実施された。行政費用については、給与関係費（調査員及び指導員の報酬）が主であり、物件費については調査用品の仕分け・配送等を業務委託したため委託費が多くを占めている。事業に係る費用は、都支出金が交付された。
----	---

問題点 ○調査員の高齢化等により、調査方法や調査地域に精通した調査員の確保が非常に困難になっている。
○生活形態の多様化や、集合住宅のオートロック化などにより、対象世帯との接触が難しいケースが年々増加している。また調査員の訪問を望まない世帯も多く、調査への協力が得られにくくなっている。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	調査実施年度であり、調査が円滑・正確に実施できるよう、調査を周知し、万全な体制で取り組んでいく。	今まで、説明会で配布していた調査関係書類を各調査員宅へ宅急便で送るようにした。説明会の夜間・土曜日の開催回数を増やした。	調査事務軽減のため、「インターネット回答」の推進、画面レイアウトの変更等を、国や都に要望していく。
②			
③			

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

区の実況

議 会 質 問 状 況 (要 旨)	
--	--

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	04-01-21		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	住宅・土地統計調査単位区設定事務		部課名	区民生活部地域つなぐ課		課長名	漆畑	
			担当者名	坂牧		内線	2218	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）								
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 23	（ 1948 ）	年度	根拠	統計法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	VII	計画推進のために					
	政策	14	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進					
	施策	04	統計・調査の推進					
目的	5年ごとに実施される住宅・土地統計調査の実施前年度に、「住宅」と「住宅以外で人が居住する建物」の数などの状況を実地に確認し、調査員が担当する調査区域を明確にし、調査の円滑な実施と結果精度の向上を図るために実施する。							
対象者等	直近の国勢調査調査区を抽出単位として、総務大臣が指定する調査区（指定調査区）の全住戸数（直近の国勢調査以降に新たに建設された住宅、空き家も含む。）							
内容	● 調査期日 「住宅・土地統計調査」実施年（10月1日実施）の前年度の2月1日 ● 指導員数（※令和5年調査の実績） 30人 ● 指導員の選任方法 町会の区域を跨るため、登録調査員を充てる。 ● 設定方法 ア 指導員が指定調査区を実地調査し、調査区ごとの全住戸数の確認と調査区情報を収集する。 イ 住戸数が120以下の場合は、その全域を1単位区とし、住戸数が120を超える場合は、住戸数に応じた数の単位区に分割を行って単位区を設定し、単位区設定図を作成する。							
経過	・ 昭和23年 「住宅統計調査」開始（5年周期） ・ 平成10年 「住宅・土地統計調査」に改称実施 直近3回の実施年と次回実施予定 ・ 平成25年 2月 1日 実施（平成25年10月 1日「住宅・土地統計調査」実施） ・ 平成30年 2月 1日 実施（平成30年10月 1日「住宅・土地統計調査」実施） ・ 令和 5年 2月 1日 実施（令和 5年10月 1日「住宅・土地統計調査」実施） ・ 令和10年 2月 1日 実施予定（令和10年10月 1日「住宅・土地統計調査」実施予定）							
必要性	住宅・土地統計調査は、特に重要な公的統計調査（基幹統計調査）であり、住生活関連諸施策の基礎資料として活用されており、その準備事務である「単位区設定」は、法令に基づき実施する必須の事務である。							
実施方法	（ ☐ 直営 ☐ ） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） ・ 調査日程（令和4年度実施）①指導員説明会（1月10・11日）②単位区の実地調査（1月12日～2月6日）③単位区設定図等の提出（2月7・8日）④関係書類を都への提出（3月2日）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		統計法施行令第4条による基幹統計は、地方公共団体の処理する事務とされ、本調査（単位区設定）は、住宅・土地統計調査を円滑に実施する事業であるため、継続して実施する。				

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	0	0	0	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	0	0	0		行政収支差額(a)-(b)=(c)	0	0	0
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		0	0	0	通常収支差額(c)+(d)=(e)		0	0	0
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		0	0	0

備考	本事業は、5年周期で実施される法定受託事務であり住宅・土地統計調査実施年の前年に実施する。次回は令和9年度に実施予定で、事業に係る費用は行政収入として都支出金が交付される。
----	--

問題点	○調査単位区設定事務における調査員の担当調査区については、町会単位の区域を跨る、または調査員が複数の調査区を受け持つという関係上、登録調査員を充てることとなるので、人員確保が難しい。 ○指導員の不足や高齢化等に伴い、急の辞退や解任が生じた場合、代替りの指導員を確保することが難しい。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	未実施	未実施	未実施
②			
③			

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	---------

区の実施状況

議 会 質 問 状 況 (要 旨)	
--	--

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	04-01-22		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	住宅・土地統計調査		部課名	区民生活部地域つなぐ課		課長名	漆畑	
			担当者名	坂牧		内線	2218	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）								
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 23	（ 1948 ）	年度	根拠	統計法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	VII	計画推進のために					
	政策	14	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進					
	施策	04	統計・調査の推進					
目的	我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としている。周期は5年（総務省所管）。							
対象者等	調査期日（10月1日）において、総務大臣の指定する調査単位区（国勢調査における調査単位区）から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住する世帯のうち、国が定める方法により抽出された世帯が対象（1調査区17世帯）。							
内容	[令和5年住宅・土地統計調査] ☒ 調査期日：10月1日 ☒ 調査員：93名・指導員22名 ☒ 調査員選任方法：町会・自治会からの推薦及び登録調査員 ☒ 主要調査事項 ①建物の構造 ②住宅の建て方・種類 ③建設時期・床面積・建築面積・敷地面積 ④設備に関する事項 ⑤所有の関係 ⑥世帯の種類・世帯構成 ※ 以上、甲調査 ※ 甲調査…住宅・土地のみの調査 乙調査…住宅・土地のほかに所有する住宅等も対象。 ※ 調査区数…325調査区 内訳：(甲)282調査区 (乙)43調査区							
経過	・ 昭和23年開始～平成5年 「住宅統計調査」及び「土地統計調査」を個別に実施 ・ 平成10年10月1日 「住宅・土地統計調査」に再編実施 直近5回の実施及び次回実施年 ・ 平成15年10月1日 実施 ・ 平成20年10月1日 実施 ・ 平成25年10月1日 実施 ・ 平成30年10月1日 実施 ・ 令和 5年10月1日 実施 ・ 令和10年10月1日 実施予定（※計17回目）							
必要性	統計法で定められた統計調査のため必須							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） ・ 調査の日程：① 調査員説明会（8月下旬）⇒ ② 調査票の配布（9月下旬） ⇒ ③ 調査書類区回収（10月中旬）⇒ ④ 調査書類審査（10月下旬）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		統計法施行令第4条により基幹統計は地方公共団体の処理する事務とされ、本調査は、住宅・土地の実態や保有状況及び世帯の居住状況に関する諸施策の基礎資料を得る事業であるため、継続して実施する。				

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			6年度	7年度	差額	勘定科目			6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	0	0	0	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0		
		賞与・退職給与引当金繰入額	0	0	0		行政収支差額(a)-(b)=(c)	0	0	0		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)			0	0	0	通常収支差額(c)+(d)=(e)			0	0	0
	特別費用(g)			0	0	0	特別収入(f)			0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)			0	0	0	当期収支差額(e)+(h)			0	0	0	

備考	本事業は、5年周期で実施される国の法定受託事務である。次回は令和10年度に実施予定で、事業に係る費用は行政収入として都支出金が交付される。
----	---

問題点・課題	○本調査は調査項目が多く、年収や資産の項目等、回答項目に忌避感のある内容が多いことに加え、調査自体の知名度が低く、世帯の協力を得ることが難しい。また調査員の高齢化やなり手不足などから、辞退が生じて、代わりの調査員の確保ができないなど人員の確保が難しくなっている。 ○インターネットによる回答率の向上が大きな課題として挙げられる（令和5年調査においては約45%（荒川区））。インターネット回答率が上昇すれば、調査員の回収の負担を減らすことができ、また職員による審査も軽減されることから、引き続きインターネット回答を積極的に促す必要がある。	
--------	--	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	未実施	未実施	未実施
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	04-01-23		戦略プラン		☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	全国家計構造調査		部課名	区民生活部地域つなぐ課	課長名	漆畑		
			担当者名	坂牧	内線	2218		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		--						
		全国家計構造調査						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 34	（ 1959 ）	年度	根拠	統計法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画		☒ 非計画
行政評価事業体系	分野	VII	計画推進のために					
	政策	14	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進					
	施策	04	統計・調査の推進					
目的	国民生活の実態について、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国及び地域別の世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにすることを目的とした調査である。（総務省所管）							
対象者等	すべての世帯のうち、総務大臣の定める方法により選定された世帯を対象とし、二人以上の世帯と単身世帯とに分けて調査を実施する。令和6年調査は、二人以上の世帯は19世帯、単身世帯は4世帯を調査した。							
内容	5年周期で実施される基幹統計調査で、調査の概要は以下のとおり。 調査期日：基本調査 8月～12月の5ヶ月、簡易調査 9月～12月の4ヶ月 調査世帯：簡易調査、基本調査ともに、それぞれ単身世帯2世帯、2人以上世帯10世帯 調査員2名―登録調査員から選任。指導員2名―統計調査指導員経験者等から選任 調査事項 ○世帯票（10月1日現在）・世帯属性（世帯員別、性別、年齢、職業等） ・住居に関する事項（住宅の建て方、構造、所有関係等） ○家計簿（2種類） ・[家計簿A] 収入と支出を記入（10月） ・[家計簿B] 収入と支出と購入先を記入（11月） ○年収・貯蓄等調査票（11月末現在）年間収入、貯蓄現在高、借入金残高などに関する事項 簡易調査は、世帯票と年収・貯蓄等調査票のみ。							
経過	・昭和34年開始 5年周期 ・昭和34年10月～平成26年10月 「全国消費実態調査」として実施 ・令和元年10月 「全国家計構造調査」へ名称変更 ・直近の調査は、令和 6年10月 実施（※14回目）							
必要性	統計法で定められた統計調査のため必須							
実施方法	☐ 1直営 ☐ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 調査日程 調査員説明会（7月中旬）→調査区内世帯名簿作成及び都への提出=対象世帯選定（8月中旬）→調査票類の配布、回収、審査、及び都への提出（9～12月）→礼状の配布：12月上旬							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続		統計法施行令第4条により基幹統計は地方公共団体が処理する事務とされ、本調査は世帯の消費実態を明らかにする事業であるため、継続して実施する。					

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	5,449	0	▲ 5,449	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	83	0	▲ 83		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	569	0	▲ 569
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	569	0	▲ 569
		賞与・退職給与引当金繰入額	391	0	▲ 391		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,354	0	5,354
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		5,923	0	▲ 5,923	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 5,354	0	5,354
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 5,354	0	5,354	

備考	本事業は、5年周期で実施される国の法定受託事務である。令和6年調査における行政費用については、調査員・指導員報酬が多くを占めている。次回の調査は令和11年度に実施予定で、事業に係る費用は行政収入として都支出金が交付される。
----	---

問題点・課題

○調査対象となった世帯は、2か月間にわたり毎日、家計簿調査票に支出品目・金額、収入等をかなり詳細に記入するほか、年収・貯蓄等の記入もするので、対象世帯の負担感が大きい。そのため、協力していただく世帯を見つけることが大変困難な調査である。

○収入や支出内容、そして貯蓄等の資産内容に至るまで、広範囲な個人情報が入る調査の対象となることから、調査協力を断る世帯が多く、調査員の負担も大きい。今後も国や東京都へ更なる広報・周知の要請を行い、また区でもホームページや区報等、調査に対する周知と理解、協力を促していく。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	未実施	未実施	未実施
②			
③			
他区の実 況（要旨）	（実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区）

事務事業分析シート（令和8年度）										No1
事務事業コード		04-01-24			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		就業構造基本調査			部課名		区民生活部地域つなぐ課		課長名	
					担当者名		安藤		内線	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）										
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 31（ 1956 ）年度			根拠		統計法			
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度			法令等					
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価 事業体系		分野		Ⅶ		計画推進のために				
		政策		14		積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進				
		施策		04		統計・調査の推進				
目的		国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的とする（総務省所管）。								
対象者等		国勢調査の調査区から第1次抽出単位として調査区を抽出し、第2次抽出単位として抽出された調査区内の世帯に常住する世帯主及び15歳以上の世帯員（令和4年調査は25調査区375世帯）								
内容		●調査期日：10月1日（5年周期） ●調査員数13人、指導員数2人（※令和4年調査の実績） ●調査員選任方法：調査区域が、町会の区域を跨るため、登録調査員から選任する。 ●指導員選任方法：登録調査員から選任する。 ●結果の公表：令和5年7月 ●主要調査事項 ○氏名 ○男女の別 ○世帯主との続柄 ○出生の年月 ○就学状況 ○学校区分 ○居住地 ○収入の種類 ○就業の有無 ○初職に関する事項 ○訓練・自己啓発 ○育児、介護の状況 ○世帯に関する事項（年齢別世帯員数、収入の種類、年間収入）								
経過		昭和31年の第1回調査以来、昭和57年度までは3年ごとに実施されてきた（昭和52年のみ2年目実施）が、昭和57年以降は5年ごとに実施され、直近に実施された令和4年の調査は18回目の実施であった。 今回は令和9年10月1日実施予定。								
必要性		統計法で定められた統計調査のため必須								
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 調査の日程 1 調査員説明会 8月下旬 2 調査票等の配布 9月下旬 3 調査票の提出10月下旬 4 調査票の審査 11月								
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)		
	①									
	②									
③										
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
8年度		9年度								
継続		継続		統計法施行令第4条により基幹統計は地方公共団体が処理する事務とされ、本調査は全国・地域別就業構造に関する基礎資料を得る事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			—	—	1,780	—	—	—	—
決算額（8年度は見込み）			—	—	1,338	—	—	—	—
実績 の 推移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	調査世帯		—	—	375	—	—	—	—
	調査区		—	—	25	—	—	—	—
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
	未実施			未実施			未実施		

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	0	0	0	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	0	0	0		行政収支差額(a)－(b)＝(c)	0	0	0
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		0	0	0	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)		0	0	0
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)－(g)＝(h)		0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)		0	0	0

備考	本事業は、5年周期で実施される国の法定受託事務である。次回は令和9年度に実施予定で、事業に係る費用は行政収入として都支出金が交付される。
----	--

問題点・課題	○昼間不在世帯やオートロックマンションが多い昨今の住環境においては、世帯員に説明をし、直接書類を渡すことが難しく、特にセキュリティの高いオートロックマンションでは各戸訪問が非常に困難になっている。 ○5年周期の調査であるが、国勢調査のような知名度が高くないため、調査の認知度向上や回答率向上のためには調査への興味・関心が寄せられるよう周知が必要であるため、国や都へ意見を伝えていくことが必要である。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	未実施	未実施	未実施
②			
③			

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

区の実施状況

議 会 質 問 状 況 (要 旨)	
--	--

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	04-01-25		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	学校基本調査		部課名	区民生活部地域つなぐ課		課長名	漆畑	
			担当者名	結城		内線	2218	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-01-02	学校基本調査					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 23	（ 1948 ）	年度	根拠 法令等	統計法、学校基本調査規則			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）	年度				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	VII	計画推進のために					
	政策	14	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進					
	施策	04	統計・調査の推進					
目的	学校教育行政に必要な基本的事項を明らかにし、学校教育行政の基礎資料を得る。 （文部科学省所管）							
対象者 等	区立の幼稚園（6園）・小学校（24校）・中学校（10校）・不就学学齢児童 私立の幼稚園（5園）・中学校（2校）・専修学校（6校）・各種学校（3校）							
内容	☐ 調査期日：毎年5月1日 ☐ 調査項目 ①学校調査・学校施設調査・卒業後の状況調査 ②不就学学齢児童・生徒調査 ☐ 調査方法 区立の幼稚園、小学校、中学校は、①及び②を調査。なお、同調査は区教育委員会が実施。 私立の幼稚園・中学校・専門学校・各種学校は、①を調査。各園長・学校長に調査票を郵送し回答を依頼。							
経過	従来、本調査は東京都で実施されてきたが、地方分権の実施により平成13年度から区で実施となった（区立の幼稚園、小学校、中学校については、東京都知事から東京都教育委員会に事務委任し、区の教育委員会にて実施してきた）。 平成16年度から、公立学校の調査は「学校基本調査電子調査票収集システム」により実施。 平成17年度から、希望する私立学校において「学校基本調査電子調査票収集システム」により実施。 令和7年度は私立学校16校のうち14校が当該システムにより回答を行っている。							
必要性	統計法で定められた統計調査のため必須							
実施 方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員）							
	調査の日程		1学校（園）長への調査依頼・調査票配布		4月上旬 5月中旬			
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続	統計法施行令第4条により基幹統計は地方公共団体の処理する事務とされ、本調査は幼稚園、小中学校、各種学校等を対象に、学校教育行政の基礎資料を得る事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			35	37	35	35	35	34	34
決算額（8年度は見込み）			6	7	8	5	5	7	34
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	学校数（公立・私立）		61	62	61	61	61	60	60
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
役務費	郵便料	5	役務費	郵便料	7	旅費	旅費	3	
						需要費	消耗品費	4	
						役務費	郵便料	27	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	827	986	159	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	5	7	2		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	5	7	2
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	5	7	2
		賞与・退職給与引当金繰入額	65	301	236		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 892	▲ 1,287	▲ 395
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	897	1,294	397		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 892	▲ 1,287	▲ 395
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 892	▲ 1,287	▲ 395		

備考
本事業は、毎年実施される国の法定受託事務である。行政費用については、給与関係費が多くを占めている（物件費については郵送費）。事業に係る都支出金は、令和7年度は7千円（令和6年度は5千円）交付された。

問題	国では、オンライン回答による区への提出を推進しており、各学校等にもその旨依頼をしているところである。オンラインでの回答率向上に向け、引き続き推進をしていく。
----	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	オンライン回答率の向上を図る。	各学校の事情もあり、全学校のオンライン回答は難しいが、オンライン回答の推進を図った。	引き続きオンライン回答率の向上に取り組んでいく。
②			
③			

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	-----	----	---	-----	---	---	----	---	----

区の実
施状況

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和8年度）										No1
事務事業コード		04-01-26			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		農林業センサス			部課名		区民生活部地域つなぐ課		課長名	
					担当者名		坂牧		内線	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-01-62			農林業センサス					
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 22（ 1947 ）年度			根拠		統計法			
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度			法令等					
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価 事業体系		分野		Ⅶ 計画推進のために						
		政策		積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進						
		施策		04 統計・調査の推進						
目的		農林業の実態を明らかにし、農林業行政に係る諸施策及び各種統計調査に必要な基礎資料を整備する。 （農林水産省所管）								
対象者 等		農林業経営体（※荒川区においては、現在は山林保有者《林業事業体》のみ）								
内容		[2025年農林業センサス] ●調査期日：準備作業 令和6年12月1日 本調査 令和7年2月1日 ●調査員5人 指導員1人 ●調査員及び指導員は、調査区が広範囲となるので登録調査員から選任する。 ●主要調査事項 ア 保有山林面積とその内訳 イ 林業労働 ウ 林作業の委託 エ 林産物の販売								
経過		昭和25年2月以来、F A O（国際連合食糧農業機関）が策定する要綱に基づき西暦末尾が0の年に国際的に実施される「世界農林業センサス（旧『世界農業センサス』）」と、日本が独自に西暦末尾が5の年に実施する「農林業センサス（旧『農業センサス』）」とが、5年毎に入れ替わり実施されている。直近の調査は令和7年2月1日実施の「2025世界農林業センサス」で、次回は令和11年度（令和12年2月1日基準日）に実施予定。								
必要性		統計法で定められた統計調査のため必須								
実施 方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 区で推薦し都に任命された調査員が調査票を配布・回収。 指導員・区職員が回収した調査票を審査し都に提出する。								
指 標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)		
	①									
	②									
③										
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
8年度		9年度								
継続		継続		統計法施行令第4条により基幹統計は地方公共団体が処理する事務とされ、本調査は農林業の実態を明らかにする事業であるため、継続して実施する。						

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			6年度	7年度	差額	勘定科目			6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	5,035	986	▲ 4,049	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	1	1	0		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	74	1	▲ 73		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	74	1	▲ 73		
		賞与・退職給与引当金繰入額	391	301	▲ 90		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,353	▲ 1,287	4,066		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
		行政費用合計(b)	5,427	1,288	▲ 4,139		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 5,353	▲ 1,287	4,066		
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 5,353	▲ 1,287	4,066				

備考	本事業は、5年周期で実施される国の法定受託事務である。直近の調査は令和6年度に実施されており、事業に係る費用は都支出金が交付された。令和6年度における行政費用については、給与関係費が多くを占めている（物件費は郵送費）。
----	---

問題	○他の調査に比べ、調査対象母体が少ないため、報酬が少なく、調査に従事していただける方があまりいない。
----	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	未実施	未実施	未実施
②			
③			

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

実況の状況







議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	
--	--

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	04-01-27		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	経済センサス準備事務		部課名	区民生活部地域つなぐ課		課長名	漆畑	
			担当者名	坂牧		内線	2218	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-01-65	経済センサス-活動調査準備事務					
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	統計法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	VII	計画推進のために					
	政策	14	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進					
	施策	04	統計・調査の推進					
目的	経済センサス-活動調査-の実施にあたり、統計調査員の確保など、調査が円滑に実施できるよう事前準備を行う。							
対象者等	農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所、国・地方公共団体の事業所を除くすべての事業所（一部事業所については国の直轄調査にて実施）							
内容	経済センサス-活動調査-が実施される前年度に実施、調査員に配分するための調査区割りを作成、決定する。							
経過	直近においては、令和8年度に経済センサス活動調査を実施し、その前年度である令和7年度に準備作業を実施した。 次回の経済センサス活動調査の実施は、令和13年6月で、その前年度である令和12年度に準備事業を実施する予定である。 なお経済センサス基礎調査については、区は乙調査（国、地方公共団体の事業所が対象）のみを実施しており、甲調査（民間事業所対象）は国が実施をしている。							
必要性	統計法に基づく統計調査のため必須							
実施方法	☐ 1直営（ ）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 調査区の区割りを作成し、調査員業務を依頼する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続		統計法施行令第4条により基幹統計は地方公共団体が処理する事務であって、行政事務の効率化を図ることを目的とする経済センサスの実施に欠かせない事業であるため、継続して実施する。					

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	0	10,851	10,851	行政収入	地方税等	0	0	
		物件費	0	114	114		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	114	114
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	114	114
		賞与・退職給与引当金繰入額	0	3,306	3,306		行政収支差額(a)-(b)=(c)	0	▲ 14,157	▲ 14,157
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	0	14,271	14,271		通常収支差額(c)+(d)=(e)	0	▲ 14,157	▲ 14,157
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	0	▲ 14,157	▲ 14,157			

備考	本事業は、5年周期で実施される国の法定受託事務である。経済センサス活動調査が実施される前年度に行う事業であり、直近では令和7年度に実施した。行政費用は、給与関係費が多くを占めており、物件費は印刷製本費が主の支出項目となっている。事業に係る費用は行政収入として都支出金が交付された。
----	--

問題点	○町会の調査員推薦において、調査員のなり手が減少している。町会から多くの調査員を推薦いただくことは現状困難であり、調査員の不足や一人あたりの負担などが懸念されることから、新たな登録調査員の確保が必要となっている。
-----	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	活動調査実施年の前年度にあたり、円滑かつ正確に実施できるよう、万全に準備を行い取り組んでいく。	登録調査員に事前に周知活動を行うことで、必要な数の調査員及び指導員数を確保することができた。	新規に登録調査員を募るために、引き続き様々な媒体を使って広報活動を行う。
②			
③			

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

区の実況

議 会 質 問 状 況 (要 旨)	
--	--

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	04-01-28		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	経済センサス		部課名	区民生活部地域つなぐ課		課長名	漆畑	
			担当者名	坂牧		内線	2218	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-01-04	経済センサス活動調査					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 21	（ 2009 ）	年度	根拠	統計法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために						
	政策	14 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進						
	施策	04 統計・調査の推進						
目的	全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の制度向上に資する母集団資料を得ることを目的とする。経済センサスー活動調査は、経済センサスー基礎調査として区内のすべての事業所・企業の所在地把握を主目的として行った調査に基づき実施する。（総務省・経済産業省所管）							
対象者等	区内のすべての事業所・企業							
内容	●調査期日：6月1日（活動調査） ●調査員：90人（令和8年活動調査の実績） ●調査員は1人あたり約70事業所を担当する。指導員は原則13調査員に1人配置。 ●調査員選任方法：原則として町会長に推薦依頼を行い、町会の区域を跨る調査区等については登録調査員を充てる ●指導員選任方法：登録調査員から選任する（令和8年活動調査の実績は9人） ●主要調査事項 ○事業所の名称、所在地、連絡先 ○事業所の事業の種類及び業態 ○経営組織 ○本所・支所の別、本社・本所の名称、所在地 ○事業所の開設時期 ○事業所の従業者数 ○資本金 ○売上高（総額） ●結果の公表（速報集計）令和9年5月（確報集計）令和9年9月頃から順次公表							
経過	○経済センサスは、これまでの経済に関する統計調査が分野ごとに異なる年次や周期で実施され、経済の全体像を包括的にとらえることが難しかったことから、全産業を同じ時点で網羅的に調査するため、従来の関連調査を統廃合し、新たに創設された。 ○平成21年7月に基礎調査を実施し、第1回目の活動調査は平成24年2月1日を基準日とし実施された。第2回は平成26年7月に基礎調査を実施し、平成28年6月に活動調査を実施。令和元年の基礎調査においては、10ヶ月において順次調査する調査方法に変更された。 ○直近の調査は令和8年6月に活動調査を実施し、次回は令和13年6月に実施を予定している。							
必要性	統計法で定められた統計調査のため必須							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 調査員調査…調査員による回収もしくはインターネット調査 本社等一括調査…郵送回収またはインターネット調査 乙調査…インターネット調査							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続		統計法施行令第4条により、基幹統計は地方公共団体が処理する事務とされ、本調査は全産業の経済活動の実態を把握する事業であるため、継続して実施する。					

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	0	0	0	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	0	0	0		行政収支差額(a)-(b)=(c)	0	0	0
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		0	0	0	通常収支差額(c)+(d)=(e)		0	0	0
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		0	0	0

備考	本事業は、5年周期で実施される国の法定受託事務である。次回は令和8年6月に実施予定で、事業に係る費用は行政収入として都支出金が交付される。
----	---

問題点・課題	○町会自治会からは「調査員のなり手がいない」との意見も多く、今後も調査員不足に拍車がかかることが懸念されるため、新たな調査員を確保していく検討が必要である。 ○調査員による調査票の回収への負担や指導員・職員による審査も軽減されることから、インターネットによる回答を積極的に促していく。 ○マンションの一室が事務所の事業所等をはじめ、活動状態が不明な事業所が多く、訪問や調査書類の配布が困難なケースが増えてきている。
--------	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	登録調査員を確保するため、新規募集についての広報活動を実施する。	新規で22人の登録調査員を確保することができた。	町会による調査員の確保が厳しいため、さらに登録調査員を募っていく。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	04-01-29		戦略プラン		☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	経済センサス調査区管理事務		部課名	区民生活部地域つなぐ課		課長名	漆畑	
			担当者名	坂牧		内線	2218	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-01-03	経済センサス調査区管理事務					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	統計法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために						
	政策	14 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進						
	施策	04 統計・調査の推進						
目的	●経済センサスの実施に当たり、調査区及び母集団情報を最新の情報に整備することを目的とする。 ●必要な修正を行うことにより、事業所または企業を対象とする各種統計調査実施の基礎資料としての利用に供する。							
対象者等	全事業所・企業							
内容	●基準日：6月1日（毎年実施） ●調査区は原則固定であるが、①区画整理、道路等の新設及び調査区内の企業数が著しく増減した場合②地方公共団体の名称変更など市区町村相互間の変更があった場合③調査区内の住所情報の変更があった場合には、調査区の修正または事業所名簿の整備を行う。 ●既存の統計調査の結果等に加え、新たに新規事業所等の情報を得た場合や、調査区管理により調査区が変更になった事業所等があった場合は、次回調査に向けて情報整理をする。							
経過	○これまで我が国の産業を対象とする大規模統計調査は、産業分野ごとに、国の各府省によりそれぞれ異なる年次及び周期で実施されてきた。このため、既存の大規模統計調査の結果を統合しても、同一時点における我が国全体の包括的な産業構造統計を作成できない状況にあった。また、国民経済に占める割合が高くなっているサービス分野の統計も不足しており、全産業をカバーする一次統計の情報を整備することが必要であったことから、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（いわゆる「骨太の方針」）において経済活動を同一時点で網羅的に把握する「経済センサス」の実施が提言され実施に至る ○平成21年7月に第1回の「経済センサス - 基礎調査」を実施、また、平成24年2月からは、売上高や費用等の経理項目の把握に重点を置いた「経済センサス - 活動調査」を実施している。現在、基礎調査は毎年実施し、活動調査については5年周期で実施されている。直近では令和8年6月に実施、次回は令和13年6月に実施される予定である。							
必要性	統計法に基づく統計調査のため必須							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 統計係職員が、調査区の変更情報資料等により処理をし、都へ提出する。							
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明	
		5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)		
	①							
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
8年度		9年度						
継続		継続		統計法施行令第4条により基幹統計は地方公共団体が処理する事務であって、行政事務の効率化を図ることを目的に実施する経済センサスの正確性を保つ事業であるため、継続して実施する。				

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			31	30	30	32	57	41	41
決算額（8年度は見込み）			0	0	0	0	0	0	41
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報酬	会計年度（日額）	0	報酬	会計年度（日額）	0	報酬	会計年度（時間額）	35	
旅費	会計年度（日額）通勤費	0	旅費	会計年度（日額）通勤費	0	旅費	会計年度（日額）通勤費	2	
需用費	消耗品費	0	需用費	消耗品費	0	需用費	消耗品費	2	
役務費	郵送料等	0	役務費	郵送料等	0	役務費	郵送料等	2	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,481	2,959	478	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	196	902	706		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,677	▲ 3,861	▲ 1,184
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		2,677	3,861	1,184	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 2,677	▲ 3,861	▲ 1,184
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 2,677	▲ 3,861	▲ 1,184

備考	本事業は、毎年実施される国の法定受託事務である。行政費用については、給与関係費が多くを占めている。なお大きな調査区変更等が発生しなかったため、物件費（消耗品・郵送料）は発生しなかった。
----	--

問題点・課題	○調査区設定は町丁で区切ることが原則であるが、町丁で区切ることが困難な場合は、町会の境界に合わせて設定しても可とされている。設定にあたっては明確な道路等を境界にしなければならないとされており、町会の境界が明確な道路に拠らない場合が多々あるため、町会の境界を跨ぐ調査区が存在している。現在そのような調査区は町会・自治会から推薦された調査員ではなく、登録調査員に依頼しているが、今後登録調査員が不足した場合に備え、新たな調査員の確保を図ることが課題となっている。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	調査区区域を修正する必要がある際には、適切に処理を行っていく。	調査区域における修正は発生しなかった。	引き続き調査区域を修正する必要がある際には、適切に処理を行っていく。
②			
③			

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	------	----	---	-----	---	---	----	---	----

区の実 施状況

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	04-01-36		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	区民葬儀利用事業費		部課名	区民生活部地域つなぐ課		課長名	漆畑	
			担当者名	森田		内線	2511	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-14-01	区民葬儀利用事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☒ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	令和 8	（ 2026 ）	年度	根拠	荒川区区民葬儀補助金交付要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために						
	政策	14 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進						
	施策	02 窓口サービス等の充実						
目的	葬儀の画一化・簡素化を図り、葬儀に伴う経済的負担を少しでも軽減することを目的とする。							
対象者等	死亡した者が、23区に住所（生活の根拠）を有していた者の親族等 葬儀を行う者が23区に住所を有する者							
内容	<利用手続き>死亡届を戸籍係に提出する際、区民葬儀券の発行を申請する。指定業者に連絡し、区民葬儀の申込みをする。 <特色> 葬儀内容の規格化。葬祭業者との料金協定及び割引制度。 特別区代表、東京都瑞江葬儀所職員、臨海部広域斎場組合職員及び葬儀取扱業者団体代表によって組織される「特別区区民葬儀運営協議会」における協議に基づいて運営される。 運営協議会は特別区持回りで毎年1～2回開催。 <取扱業者の指定>業者は、所属の葬祭協同組合の推薦文を付して区長に申請する。指定は、当該区の区長が特別区区民葬儀運営協議会の審議を経て行う。 区内の区民葬儀取扱業者は、6社。 <火葬料金補助金の支給>区民葬儀利用者に火葬料金の補助金（大人27,000円、小人（満6歳以下）15,000円）を支給する。							
経過	平成10年度 福祉計画課から区民課に事務移管された。 平成15年度 物品購入を中止するなど予算措置を0とした。 平成18年度 葬祭ハンドブック改訂版を作成し、区民事務所等で配布。以後、随時改訂。 平成17年5月1日 寝棺の料金が新設された。 平成19年4月1日 長尺棺の料金が新設された。 平成25年4月1日 祭壇料金の区分が追加された（A、B、Cの3区分からA1、A2、B、Cの4区分へ）。 平成30年4月1日 利用者へのアンケートを休止した（平成29年12月決定）。 令和 7年8月1日 特別区区長会が令和8年度から特別区区民葬儀における助成制度の創設を発表。 令和 8年4月1日 特別区共通の区民葬儀補助制度（大人27,000円、小人15,000円）を開始。							
必要性	葬儀の画一化・簡素化を図り、葬儀に伴う経済的負担を軽減するための施策で、必要性が高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	区民葬儀補助金支給件数	—	—	—	284件	—	区民葬儀利用者に対する補助制度
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
推進		継続		23区共通で実施する利用助成制度として、令和8年度から実施する。				

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	0	0	0	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額		0	0		行政収支差額(a)-(b)=(c)	0	0	0
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		0	0	0	通常収支差額(c)+(d)=(e)		0	0	0
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		0	0	0

備考

問題点・課題

補助制度の受給には祭壇券や霊柩車券の利用が必須となり、区民葬儀では指定外の棺や霊柩車を利用した場合は対象外となる。

夜間や休日における区民葬儀券交付時には補助制度の案内が困難であり、区民葬儀取扱指定店に制度の周知を依頼している。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	未実施	未実施	火葬料金の補助制度について、区民葬儀券の交付時や国民健康保険（高齢者医療医療制度含む）の葬祭費助成申請時に周知をはかる。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	